
平成28年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成28年12月12日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成28年12月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏑水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 高木 典雄君	副市長 …………… 吉岡 慎一君
教育長 …………… 麻生 秀喜君	市長公室長 …………… 石井 好貴君

総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………			……………	瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………			……………	安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………			……………	田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
総務法制係長	……………	大石 恵二君			

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。10番、岩佐達郎議員の発言を許可します。10番、岩佐達郎議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。私、一般質問のくじ運がいいのか、悪いのか、わかりませんが、前回、9月議会も1番くじを引きましたし、今回もまた1番くじを引いてしまいました。

それでは、きょうは通告書に従いまして、まず地域おこし協力隊の取り組みと今後の展開について、そして次に地域防災体制の強化について、そして最後に野生鳥獣被害対策についての3項目をお尋ねしていきたいと思っております。

それでは、まず初めに地域おこし協力隊の取り組みと今後の展開について、お尋ねをしていきます。

平成21年に総務省によって制度化された地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、あわせ

て定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度です。スタートのときの平成21年度は隊員数が89名、全国で31の自治体がこの制度を活用していましたが、平成27年度には全国で673の自治体で2,625人の隊員が活躍し、国は平成28年度までに隊員を3,000人まで拡大するとしています。

隊員は、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れて、地域おこし協力隊として委嘱する。隊員には、地域ブランド化や、地場製品の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林業への従事、住民生活の維持のための支援など、地域協力活動に従事してもらう。隊員の期間はおおむね1年以上、最長3年とし、ただし3年を超えても地域の実情に応じて自治体が対応でき、活動の継続は可能としています。

財政支援としては、総務省が隊員1人につき、報償費等として年間200万から250万、活動費として年間150万から200万をそれぞれ上限に、地方自治体に対して特別交付税措置することとなっています。また、平成26年度から、隊員最終年度か任期後1年の間、隊員の起業に要する経費について地方自治体が支援を行った場合、100万円を上限に国の支援が上乘せされ、平成28年度から、コンペに参加し採用されれば、300万円の支援が受けられるとなっています。

総務省によれば、隊員の4割が女性、8割が20代から30代、また任期終了後については、平成27年2月調査で、5割が任地の自治体に、1割が任地の近隣自治体に定住しているほか、任地の自治体に定住した隊員のうち、5割が就業、2割が就農または起業しているとのことです。

現在、うきは市では、この制度を活用して10名の地域おこし協力隊員が採用され、それぞれの分野でプランナーとして、さまざまな地域協力活動を展開しています。そこで、地域おこし協力隊の取り組みと今後の展開についてお尋ねしていきます。

まず、現在、うきは市では10名の地域おこし協力隊が採用され、さまざまな地域協力活動を展開しているが、その取り組みの成果と課題をお尋ねいたします。

次に、隊員10名のうち4名が来年7月から10月で3年の任期を迎えることとなるが、任期終了後もうきは市に定住・定着してもらえよう支援が必要と考えるが、市長の所見をお聞かせください。

そして、3項目めとして、地域おこし協力隊の制度を活用した今後の展開をどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

そして、最後に自治協議会活動の活性化に向け、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材として、地域おこし協力隊または集落支援員等の配置は考えられ

ないのか、所見をお伺いします。

以上、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、地域おこし協力隊の取り組みと今後の展開について、4点の御質問をいただきました。

まず、1点目の地域おこし協力隊の取り組みの成果と課題についての御質問であります。現在、うきは市では地域おこし協力隊として10名の隊員が活動しております。隊員は、それぞれのミッションにより、移住・定住促進、観光ツーリズム、地域資源の活用、ブランドデザイン、農林業振興、商工業振興、食資源の活用など、市が進める、うきはブランドの推進に向け取り組んでいるところであります。

成果としては、具体的に例を挙げますと、移住・定住に取り組む隊員におきましては、着任当初、空き家バンクへの登録がほぼなかったものが、平成27年度は15件の登録があり、9件の成約につながりました。また、観光を担当する隊員は、体験型観光ツアーの企画や、インバウンド対策として観光マップの外国語対応など、多くの成果が上がっているものと考えております。詳しくは成果表に記載をいたしているところでございます。また、ブランド戦略係に所属する隊員につきましては、10月の総務産業常任委員会の閉会中の調査の中で、詳細な報告をさせていただいたところであります。

課題につきましては、やはり任期終了後の定住に向け、どのような支援を行っていくかということでもあります。現在、業務に関するスキルアップ研修、全国の地域おこし協力隊との交流、情報交換等の研修、そして創業・定住支援に関する研修会等に積極的に参加をしてもらい、研修で身につけたスキルをうきは市で実践できるよう、担当者も一緒になって支援を行っているところであります。地域おこし協力隊のアイデアや実践力は、うきはブランドの推進に大きく貢献をされており、うきはの知名度アップ、来訪者の増加につながっていると感じているところであります。

2点目が地域おこし協力隊への定住支援についての御質問であります。市でも、活動期間中はもちろんでありますが、任期終了後の隊員には、それぞれが活動していた分野を生かして、うきは市に根づいてもらいたいと考えているところであります。本年度で第1期の隊員4名が任期終了となりますが、本人たちの考えを十分尊重しながら、あらゆる面で支援を行ってまいります。例えば地域おこし協力隊が任期終了後に起業する場合には、総務省の財政支援メニュー、議員御指摘のとおりでございますので、そのような国の支援も活用しながら、隊員の定住に向けた対応を図ってまいります。

3点目が地域おこし協力隊に係る今後の展開についての御質問であります。先ほどから隊員の成果でも申し上げましたように、隊員のアイデアや実践力は、うきはブランドの推進に大きく

貢献してもらっているものと考えております。引き続き、うきはブランドの推進につながるミッションを持った地域おこし協力隊を受け入れてまいりたいと考えております。

4点目でございますが、自治協議会への地域おこし協力隊、また集落支援員の配置についての御質問をいただきましたが、地域おこし協力隊が特定の地域を専従的に担当している事例は、他の市町村でも見受けられますが、うきは市の場合は、専門的な課題に沿って市内全域で個々の課題に応じて対応していただいております。また、集落支援員につきましては、姫治の4地区の集落維持及び活性化のため、うきはブランド推進課に1名配置をしているところであります。

地域おこし協力隊や集落支援員を特定の地域に配置した場合、自治協議会側では、隊員や支援員と十分な意思疎通や協力体制づくりといった、いわゆる受け皿をつくる必要があります。そして、このような環境を自治協議会の中につくるのがまず重要であると考えております。自治協議会活動に地域おこし協力隊や集落支援員の力を活用していくことは、重要なことであると考えておりますので、各自治協議会の意見や要望を吸い上げながら、活用方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 答弁をいただきましたので、再質問に入っていきたいと思いますが、まず地域おこし隊の取り組みの成果と課題ということで答弁いただきました。それで、10名の隊員がうきは市、それぞれのミッションを持って、それぞれの分野でプランナーとして活躍していただいておりますが、市長言われるように、それなりの成果が上がっているということですが、今、10名のうち4名が一応3年目ですかね、それと5名が2年目になるということで、ある程度やっぱり成果も見えてきたということだろうと思うんですが。

うきはが今、地域おこし協力隊10名採用して、この制度を活用しているんですが、十分活用していると思うんですが、今、取り組みのお話はいただきましたが、全体的に見て、この取り組み、本当に成功しているのかということと、あと、やっぱり隊員が活躍していただくためには、行政あるいは地域、そして隊員、そして隊員同士の連携というか、それが必要ですし、しっかりその隊員に対して、うきは市はこういうものをあなたに求めますよという、しっかりしたことを明示することも必要であると思っておりますが、そのような要するに隊員に対する受け皿体制づくりは、うきは市、万全だと思っているのか、そのあたり市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、全国的に見て、この地域おこし協力隊をもっともっと拡大していきたいという取り組みの中で、うきは市におきましては、福岡県下ではたしか一番多い10名の受け入れをやらせていただいて、どこよりも積極的にこの制度を取り入れているという自負を持っております。そして、それぞれの隊員にはミッションを持って活動していただ

いているんですけれども、やはり重要なことは、外部からお見えで、外部の視点で、うきはの活性化をということでやっていただいているんですが、また一方、このうきはの歴史とか文化とか、うきはの事情もしっかり隊員にはわかっていただかないと、なかなかうまく融合していかないのではないかなと、こう思っています。私も時間があるたびに隊員の皆さんと意見交換をしながら、その折に、うきははこういう歴史文化のまちなんですよとか、うきはの事情についてもしっかりお話ししながら、意思疎通を図ってやってきておりますので、十二分に議員御指摘の横軸の問題については図られていると、このように認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それと、この制度を活用して一応うきは市の取り組み、成功していると思われているのか、端的にお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今、市が取り組んでいる大きな課題の一つに、うきはブランド推進、これは平仮名の「う・き・は」をもっともっと知名度を上げて、認知度を上げていくという取り組みをさせていただいているわけでありますが、そういう中で非常にこの10名の隊員の活動というのはうきはの知名度向上に大きな役割を担っていると、このように自負をしております。でも、この認知度を上げるというのは一朝一夕にはできない話であって、地道な取り組みが必要でありますので、しっかりそこらを頭に置きながら、10名の隊員とともに、このうきはのブランドの推進に向けて取り組みを図っていきたくと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次に一番きょうお伺いしたかったポイントですけど、定住に向けての具体的な支援なんですけど、一応、市長の答弁の中で支援を行っているということで、隊員の交流あるいは研修に積極的に参加とか答弁をいただいておりますが、この地域おこし協力隊制度の目的が、やっぱり任期を終えた後、任地に定住・定着してもらうというのが一つの目的ですので、そして先ほど質問の中でも言いましたように、任期終了後、6割の隊員が任地に定住・定着しているというデータがあるんですが、うきは市においては、さっきも言いましたように、4名の方が任期となりますし、さっき市長も言われた、委員会の調査の中で10名の隊員、全員ではないんですけど、出席された隊員の方々のその意向をお伺いしたところ、定住するという意思を示された方が多いんで、あと、今、国の支援、100万円上限という支援があります。

そのあたりを活用して、十分な支援をいただくというのも必要ですけど、さっき質問の中で触れました、28年度からコンペに参加すれば上限300万というような支援が行われるということがあるんですが、これは非常にハードルが高いということで、28年度の実績が、採用された

のが6名とか、その程度だろうという話なんですけど、非常に厳しい条件だろうと思いますが、僕は今の隊員をいろいろ見ていますと、このコンペに参加されて、もしかしたら採用される可能性もあるんじゃないかという隊員もおられるようですので、ぜひよかったですらこのコンペに参加するように支援していただいて、ひとつそのあたりの取り組み、進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいていますように、やはり大きなこの事業の目的としては、任期後この地域に定着する、定住することが大きな課題だと、このように承知しておりますが、そういう面でいきますと、今、いろいろ本人の希望等を聞きながら調整をしていますので、ここで一つ一つ具体にお話しすることはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、かなりの確率で定住していただけるものだと、このように思っておりますし、むしろ我々の支援の重要さは、残っていただいたその後をきちっとフォローしていくことが非常に重要であると、このように認識をしております。

したがって、議員御指摘のそのコンペ方式の話も承知しておりますが、なかなかハードルが高いこともありますけれども、しっかりそういうことも視野に入れながら継続的に支援に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次の今後の展開ということで、一応この協力隊員の制度は活用して成功もしているし、うきは市が進めるブランド化に大きく貢献しているということで、今後も一応続けたいという答弁をいただいておりますが、さっきも市長が言われたように、この制度を利用して多くの協力隊員を採用している自治体もあるんですが、今、インターネット等を調べると、自治体によって当たり外れがある、そして地域おこし協力隊で失敗する若者が続出しているというインターネットが出ているんですね。

そういう中で、さっき言いましたように、うきはは受け皿も万全だし成功もしているということで、私はうまくいっているのかなと思っているんですが、今後も続けるという中で、やっぱり隊員が十分働けるような環境づくりを行うためには、適正な人数もあるだろうと思うんですね。多ければいいというものでもないし、やっぱりそのあたり、うきは市が考えるその適正な数、今10名なんですけど、もっと大丈夫なのか、いや、もうそれ以上ふやすと、やっぱり十分な受け入れ体制ができない、そして十分に活躍していただけることができない。そのあたりの適正数というのを何か考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから議員御指摘のように、国のほうもこの制度をもっともっと拡

充ということで、対象人員も広げていこうという方向性であります。そうしますと、受け入れ側の自治体側から見ますと、かなり、優秀な人員を確保するという視点でいくと、競争性が厳しくなってくるという関係になるわけでありまして。そういう中で、私どももしっかりした人材を受け入れたいということで、いろいろ地域のアピールをして優秀な方が来ていただけるような、そういう取り組みもしっかりやらなくてはならないと、このように思っていますが、そういう全体的な環境を考えますと、10名前後が一番うきはにとって受け入れキャパとして適切ではないかと、私自身そう思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 10名程度が適当じゃないかということでお伺いいたしました。

それでは、次に私のほうが提案いたしました自治協議会の活性化に向けて地域おこし協力隊あるいは集落支援員の配置はどうかということで答弁いただきましたが、市長も言われるように、やっぱりその受け皿づくりが大切ではないかという答弁でしたが、この件に関してですが、御承知のように、平成26年度から自治会制度がスタートしております。そして、ことし3年目ですかね、地域計画も策定されて、その地域計画の課題解決に向けて、それぞれの自治会が主体的な動きを始める時期だろうと思っておりますが、課題解決に動く中で、自分たちだけではどうしても解決できない課題もある程度見えてきたのではないかなと思っております。

そういう中で、私が提案したのは、この地域おこし隊員の制度を活用して外部人材との連携によって、地域課題の解決や新たな活動の創造に取り組む必要があるのではないかという視点からです。そして、市長も言われたように受け皿なんですけど、その場合、協力隊員のしたいこと、そしてできることと地域が求めていることに、ずれがないようにするというのが大切だろうし、行政は地域に対して隊員によってどのような効果を期待するのか、行政と地域、そして隊員がどのような役割を担うのかというのを明確にしておく、そして行政、地域、隊員、そして隊員同士の連携をしっかりとつくっていくというのが大切だろうと思っております。そのあたりをしっかりと踏まえて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますが、再度答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御承知のように、新しい自治協議会制度が組織化されて、ことしで3年目であります。これまで議員の皆さんにも大変御心配をいただきながら、新しい組織の定着、いわゆる基盤、組織づくりで、この3年間進めてまいりました。最後に残された区長委嘱制度の廃止という話もその中の一環であります。

片や、そういう中、昨年度、地域計画もそれぞれ出していただいております。私としてはしっかりした基盤ができてきたら、次は、つまりコミュニティビジネスとか、いろんな地域地域に応じた活性化に取り組む、そういう本来の姿が今から求められてくると、こういう認識をしてお

りますので、議員の御指摘のように、地域おこし協力隊や集落支援員等の活用というのは大きな取り組みにもつながると、こういう認識をしておりますので、各自治協議会の皆さんと十二分話し合いをして、活用できるものは活用していくと、こういうことでやってまいりたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、この件の最後になりますが、今ずっとお話ししてきた、この地域おこし協力隊の制度というのは、国が進める制度にしては珍しく人に着目した制度だと言われております。今後、この地域おこし協力隊を活用して地域の活性化を進めるには、隊員にはどのような効果を期待するのかをしっかりと示すこと、そして行政、地域、隊員、そして隊員同士、どのような役割を担うのか明確にしていくと、そして行政、地域、隊員、隊員同士の連携を大切にしていけると、そしてそのことによって大きな成果をもたらすよう、ひとつお願いをしたいし、最終的には、そして定住・定着していただく、そして失敗しない制度活用をしていただくように強く要請しまして、この件は終わりにしたいと思えます。

それでは、次の2項目めに入ります。地域防災体制の強化についてです。

ことし4月に熊本地震が発生し、熊本・大分地方に甚大な被害をもたらし、そして8月には台風10号が東北・北海道に大きな豪雨被害をもたらしました。このことにより阪神大震災、東日本大震災等で指摘された問題が再び同じように発生し、日ごろの防災体制や、緊急時の避難方法などの再点検、防災意識の向上、災害弱者、建物の耐震化、備蓄、避難所の整備等の対応が求められています。近年、異常な猛暑や竜巻、ゲリラ豪雨など、前例のない気象現象が列島各地で多発しています。地震や津波も含めて、過去に経験していなからという判断は禁物です。いま一度、地域の防災意識を高め、災害対策を検証し、地域防災体制を強化する必要があると考えます。そこで、地域防災体制の強化に関して3項目お尋ねをいたします。

まず、熊本地震、そして台風10号の豪雨災害を受け、多様な避難形態への対応、被害者ニーズの変化を見据えた避難所のあり方など、課題が浮き彫りとなり、国は地域防災計画の点検・見直しを要請しているが、うきは市の地域防災計画の見直しは行うのか。また、熊本地震では業務継続計画（BCP）の有無が明暗を分けたとも言われているが、災害や大事故に遭った際、業務を続けるために必要な体制や手順をまとめた計画、業務継続計画は策定されているのか、お尋ねをいたします。

次に、うきは市地域防災計画には、市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、市民等の自主防災意識の向上と、自主防災体制の整備の促進に努めるとあります。また、地域を守るため必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画に定めておくともあります。そこで、うきは市における自主防災組織の育成と、地域コミュニティの住民や事

業者がみずから地域の特性に応じて作成する地区防災計画の策定の現況と、地区が主体の防災力向上に向けた今後の取り組みについて、所見を伺います。

最後に、新聞の見出しに「学校防災、教師の責任重視」とあった宮城県石巻市立大川小学校の裁判で、学校側の過失を認定し、賠償を命じる判決が言い渡されました。文科省は、早ければ2019年度から大学の教育課程で防災を含めた学校安全への対応を必修化する考えでもあります。震災後、危機管理マニュアルや避難訓練の改善に取り組む学校もふえたとあるが、うきは市において、今回の石巻市立大川小学校の判決を受け、学校防災、教員の防災研修など、防災体制の見直しが必要ではないかと考えるが、教育長の所見をお伺いします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま地域防災体制の強化について3点の御質問をいただきました。

1点目が熊本地震及び台風10号被害を受けての地域防災計画の見直し並びに業務継続計画策定についての御質問であります。熊本地震では、4月14日に益城町で震度7を記録し、そして4月16日には益城町と西原村で再び震度7を記録して、死者50名を含む甚大な被害が発生をいたしました。また、台風10号は8月30日に岩手県に上陸し、東北・北海道地方に豪雨により、死者・行方不明者27名を含む甚大な被害をもたらしております。

うきは市地域防災計画の見直しについてですが、議員も御承知のように、地域防災計画の作成、見直しは、うきは市防災会議において行っており、毎年、県の防災計画の変更等を踏まえて、現状に合うように改正を行ってきておるところであります。現在のうきは市地域防災計画における地震の被害想定につきましては、最大震度の発生を想定し、また水害につきましても、筑後川の氾濫、決壊を想定して作成しているところありますから、今回の熊本地震、台風10号の発生を受けての改正は予定をしております。しかしながら、今後、県の防災計画の変更等も踏まえながら柔軟に対応し、必要な場合、防災会議に諮ってまいりたいと考えております。

次に、業務継続計画の作成についてであります。災害を想定した業務継続計画の作成は喫緊の課題であり、本年度中の作成を目指して現在作成中であります。

2点目が自主防災組織の育成と地区防災計画策定状況並びに地域主体の防災力向上に向けた取り組みについての御質問であります。まず自主防災組織であります。11月末現在で85の行政区で結成をされております。自主防災組織の育成についてであります。今年度、避難訓練と防災講習会を小塩地区自治協議会と安富地区自主防災組織及び西屋形地区自主防災組織で行っております。そのほか防災講習会を御幸自治協議会、新川地区自治協議会ほか、13の自主防災組織で約300名を対象に行っているところあります。

地区防災計画につきましては、将来的には取り組まなければならないことと理解をしております。

すが、現状ではそこまで至っておりません。なお、県の防災指導課に他市町村の地区防災計画の作成状況を問い合わせましたが、まだ取り組んでいるところは皆無であろうという回答でありました。

地域主体の防災力向上に向けた今後の取り組みであります。継続的に自治協議会及び区長に働きかけを行い、自主防災組織の結成と、防災訓練、防災講習会の開催を呼びかけていくようにしているところであります。

なお、3点目の学校に関する点につきましては、教育長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 防災体制の見直しについての御質問でございますが、御指摘の判決につきましては、東日本大震災の津波で児童74人と教職員10人が死亡・行方不明になった宮城県石巻市立大川小学校の児童23人の19遺族が市と県に23億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁が10月26日、学校の責任を認め、約14億円を支払うよう市と県に命じたものと認識いたしております。新聞記事等によれば、大規模自然災害の中で発生した学校管理下でのこうした被害事案をめぐる司法判断は初めてであり、今後の防災教育の重要性が改めて求められる旨の記述等が見受けられたところであります。

現在のうきは市立小・中学校における防災体制につきましては、全ての学校で防災計画を作成し、経営要綱に記載するとともに、毎年4月の職員会議等の中で全教職員で具体的な対応を確認し、共通実践につながるよう理解を深めております。また、火災、地震、風水害等を想定し、消防署等の指導等を受けながら、全ての小学校で年間3回以上、中学校では1回の避難訓練等を行うとともに、夏季休業中の親子作業や土曜授業等を活用し、災害時における保護者への引き渡し訓練を計画的に実施している小学校もあります。

このような中、今回の判決を重く受けとめ、文部科学省や福岡県教育委員会の動向も踏まえながら、改めて各学校の防災計画の再点検や、危機意識の醸成を図る職員研修等を実施し、想定を超える災害等にも適切に対応できるよう、より安全安心な学校づくりに取り組みたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、再質問させていただきたいと思いますが、まず防災計画の見直しなんですが、県あたりの防災計画の見直しがなされた際は、それにある程度沿うような形で防災会議に諮りながら見直しを行っていくということなんですが、熊本地震とか、やっぱり台風10号被害で、今まで考えられなかった事態が起こっている。そのあたりを検証しながらこの計画を見直すという必要性が出てきたから、国のほうがこの見直しを要請しているということだろうと思うんですけど、市長が言われる、マグニチュード、対応震度は非常に高いから大

丈夫だっというんじゃないくて、それだけじゃなくて、新たな課題が今度の災害の中から出てきたんじゃないか。そのあたりを検証しながら見直しを行うということで、先日、新聞にも出ていました。久留米市では、住民みずからが生命を守る自助・共助による防災力の向上を課題に上げ、避難所運営を住民主体で行うなど、地域防災力向上に向け市の防災計画の見直しを検討しているというような記事が新聞に出ていました。

そういうことですので、やっぱりうきは市においても、そのあたり再度検証して行って、見直しが必要ではないかなと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように県から指導があつて初めて動くだけではなくて、やはり独自性を持ってこの防災計画を策定していくというのは重要なことだろうと、このように思っております。

片や、国のほうも今、水防災意識社会再構築ビジョンというのを自治体——うきは市もそうなんですが、巻き込んで、いろいろ計画がなされてきております。これは昨年、鬼怒川において堤防が決壊して甚大な被害が発生したんですが、そのときの教訓が、避難のおくれが大きな課題でありました。この避難のおくれをどうするのかというのも大きな課題でありまして、今、しきりに議論されているのは、水害は施設整備によって発生を防止するというものから、施設の能力には限界があり、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するものだという、意識を転換して、いつでも、例えば私どもは九州一の大河である筑後川も抱えているわけですが、この筑後川も昭和28年以降かなり整備がされてきて、近年、大きな堤防決壊等は生じてないですけども、こういうこともいつ決壊が起きるかわからないという想定のもとで、どう社会意識を変えていくか、そういうこともしっかり議論をしておりますので、いろんな多面的な面でこの地域防災計画、ふだんから見直しというのは頭に置いて進めていきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、あと1点の業務継続計画に関してですが、答弁の中で本年度中に策定するという答弁をいただいておりますが、この業務継続計画というのは、熊本地震でこれがあつた、なかったが明暗を分けたというような話もあるんですが、これはやっぱり住民が行政の助けを最も必要とするときに迅速に対応できるよう不可欠なものだということで、新聞のほうにも掲載されておりました。だけど、九州では本年度策定が46%ぐらいになるという話なんですけど、まだ半分ぐらいだということですので、うきは市においては策定をしていただくということで、安心をしているところでありますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

それと、あと次の自主防災組織の育成と地区防災計画の策定で、市長のほうから、地区防災計

画、現状では策定に至ってないということの答弁もありましたし、ほとんどの自治体が策定されてないんじゃないかというような話もされたんですが、このうきは市の地域防災計画、こう見ていますと、その中にこの自主防災組織の育成というところに、活動内容の中に、地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割、あらかじめ地区防災計画書等に定めておくこと掲載されておるんですね。だから、こういう形の中で、やっぱりこれはつくっておく必要が——地区それぞれですね、あるんじゃないかなと思っております。

それと、自主防災組織の数なんですが、平成28年の2月のちょっと調べた段階では、158行政区のうち80だったんですね。ところが、今度、答弁にあった11月現在では85ということで、5つ結成数が伸びておるんですが、158あるうちの85——約半分ですかね、なんですが、この数をどのように考えられているのか。

それと、それぞれ組織はしとるんですが、本当に活動しているのか、そのあたりが——よく聞くんですが、「組織はつくっているけど、ありゃもうただつくっておるだけじゃんの」というような話もよく聞きます。そのあたり市長はどういうふうに認識されておるのか、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的には158の行政区があつて、近年、非常に、ある行政区においては戸数が少なくなつてきている現状もありますけれども、基本的には158全ての行政区において自主防災組織ができることが必要であると、それに向けて、今いろいろ協議をさせていただいているということでもあります。したがいまして、議員御指摘の地区防災計画についても、やはりまずは自主防災組織が整つて、そして初めて地区計画というのが相なつてくるのではないかと、こういうことでもありますので、まずは自主防災組織の組織づくりに力を入れてまいりたいと、こう思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 自主防災組織の育成に力を入れていくということですが、この地域防災力向上に向けては、今お話ししている、この自主防災体制の整備と、その活動を充実させることが一番大切だろうと思っております。そして、私たちは、4年前ですかね、九州北部豪雨を経験したわけです。そして、その中でやっぱり地区の方がまず避難したのは、近くの地区公民館なんですね。だから、そこにまず自主避難して、そしてそれから、ある程度状況を見ながら指定避難所へ避難をしていったと、そういう経験をしているわけですね。

そういうことですので、やっぱりその記憶が薄れないうちに、早目に、やっぱり私は市民に呼びかけて、早くその自主防災組織をまずつくっていただく。そして、市長が言われるように、自主防災組織ができたなら、今度はその地域の事情がわかっている人たちが地区防災計画をしっかりと

つくっていただく。どういうルートで避難する、どこに自主避難するのかとか、あと責任者ですね、その自主避難所の責任者をだれにするのか、そのあたりのやっぱりしっかりした計画をつくっていく。そして、その地区、行政区ごとに自主防災組織が出て、地区防災計画ができ上がったから、それをボトムアップで自治協議会へ上げていくと。そして、自治協議会ががっちり組織を固めていく。そういう組織づくりをしていけば、これはうまくいくんじゃないかなと。今、今度、自治協議会組織ができましたので、そのあたりを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については全くそのとおりだと、このように認識しております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、時間のほうが押しておりますので、学校防災の件で教育長のほうから答弁いただきまして、しっかりこの判決も踏まえて新たな取り組みをなされているということですので、やっぱり学校防災に関しては、何があっても犠牲者は一人も出さないという強い意気込みを持って、ひとつ進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、地域防災力向上を図るための自主防災組織づくり並びに地区防災計画づくりは、地域住民のネットワーク、信頼感、お互いさまの意識を要素とするもので、地域コミュニティの活性化やまちづくりにつながる可能性もあろうかと思っております。そういう中で、今、うきは市が進める地方創生と捉えて、一刻も早い取り組みをしていただくよう強く要請をしまして、この質問を終わりたいと思います。

それでは、最後になりますが、野生鳥獣被害対策についてお尋ねをしたいと思います。

今や全国で野生鳥獣、特にイノシシ、鹿、猿等による農業、林業への被害及び自然環境、生態系への影響も深刻化し、オオカミを放してイノシシや鹿等の数を減らすことを考える自治体も出ているようです。国は、平成24年、特別措置法を設置して、被害防止対策事業あるいは交付金制度等をつくり、被害対策を進めてきました。県、市町村では、捕獲したイノシシに対して国の交付金に上乗せして、捕獲が進んだ自治体もあるようです。

うきは市でも、国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、箱わな購入、侵入防止柵設置、また鳥獣被害防止対策実施隊を編成し、駆除班と連携した取り組みを進めているが、さまざまな課題も発生し、対策が進まないのが現状で、年々被害は拡大傾向にあり、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加を招いて、そのことがまた被害の拡大につながっているということです。山間地域に住む人々にとっては生活を脅かし、市民の安全安心な生活にかかわる問題で、一刻も早い抜本的な対策が求められています。そこで、鳥獣被害対策について3項目お尋ねしたいと思います。

まず、うきは市の鳥獣被害状況と捕獲数の推移、そして今の生息数及び生息状況等の把握状況をお伺いしたいと思います。

次に、現在、うきは市が進める鳥獣被害対策の取り組みと、その成果と、そこから見えてきた課題についてお伺いをしたいと思います。

最後に、被害対策としては、侵入防止、駆除、ジビエ等の加工による資源化などが考えられるが、抜本的対策としての今後の施策、具体的な取り組みについて市長の所見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、野生鳥獣被害対策について3点の御質問をいただきました。

1点目がうきは市の鳥獣被害状況と捕獲数の推移及び生息数の把握状況についての御質問であります。うきは市における鳥獣被害状況につきましては、推計で平成25年度が1,903万9,000円、平成26年度が1,953万2,000円、平成27年度が2,070万6,000円の被害額となっております。

主な被害としては、中山間地を初めとしたイノシシによる水稻、果樹への被害及びカラスによる果樹への被害があります。

また、捕獲数につきましては、平成27年度におきましては、イノシシが328頭、鹿が18頭となっており、年々増加傾向でございます。

個体数につきましては、把握することは困難ですが、イノシシにつきましては被害が中山間地だけではなく、耳納山麓の麓あたりまで発生しており、被害額が増加しているところから推測すれば、個体数も増加しているものと考えられます。このことから、イノシシの年間捕獲目標を600頭と定めて駆除に取り組んでいるところであります。鹿につきましても、近年ふえてきていますので、今後、鹿の駆除に対して、これまで以上の取り組みを行う必要があると考えております。

2点目が鳥獣被害対策への取り組み状況及びその成果と課題についての御質問であります。うきは市におきましては、大きく3つの取り組みを行っているところであります。

1つ目は、うきは市有害鳥獣駆除班による駆除活動、それから、うきは市鳥獣被害対策実施隊の活動であります。被害農家等からの情報提供に基づき、迅速な対応に努めているところであります。また、わな猟免許取得に対する助成も行いながら、駆除を行える人員の拡大、育成にも努めており、平成23年度から平成27年度までで15名がわな猟免許を取得しております。

2つ目として、国庫補助事業を活用してワイヤーメッシュ柵を購入し、共同で行う被害防止事業を実施している団体に貸し出しを実施しております。また、個人による被害防止活動や緊急な

事業には、市単独による助成も行っております。国庫補助事業において設置したワイヤーメッシュ柵は、平成24年度から平成27年度までで、面積196ヘクタール、総延長6万5,614メートルを整備いたしました。

3つ目として、緩衝帯を設置するために、不要木の伐採ややぶ払い等にも取り組んでおります。これにつきましては、平成24年度から平成27年度までで11カ所、面積490アールを実施し、被害の軽減を図っております。そのほかにカラスわなによる捕獲などにも取り組んでおります。これまでの取り組みにより農産物の被害軽減に努めておりますが、個体数の大幅な減少は進まない状況であり、引き続き駆除事業の推進に努めてまいります。

課題として、まず鹿の個体数が増加していることから、今後、農産物のみならず林業への影響も大きくなるものと予想されることが上げられます。このため、今後、鹿駆除、被害防止に向けた取り組みを強化していく必要があります。また、うきは市有害鳥獣駆除班16名の平均年齢が70.2歳と、高齢になってきており、後継者の育成、確保も努めていくことが必要となっております。

3点目がうきは市としての今後の施策と具体的な取り組みについての御質問であります。今後も引き続き、うきは市有害鳥獣駆除班等による有害鳥獣駆除、国・県補助事業等を活用した侵入柵等の設置など、被害防止に取り組んでまいります。また、ジビエ加工につきましては、市単独による事業化は経営的な面から困難であるため、広域での取り組みについて検討してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 答弁をいただきまして、再質問に入りたいと思いますが、市長が答弁でも言われたように、まず鹿ですね。鹿は、筑後川の向こう、朝倉のほうはたくさんいたんですが、うきはにはまだいないということでしたのですが、最近見かける人が多くなって、恐らく数かなりふえたんじゃないかと。これが今後ますますふやしていけば、この被害が出てくる。その対策もひとつ必要になってくるんじゃないかなと思っております。

それと、あと捕獲数も年々伸びているということで、イノシシが、平成27年が328頭で、26年が275頭でしたので、確かに伸びていますが、カラスは、逆に26年が143羽だったのが、27年は40だったということで、これは減っているんですね。そういう状況の中で、ある程度、駆除班等に頑張ってもらっている、ある程度、捕獲数を伸ばしていただいているんですが、もう追いつかない。かなりの数がやっぱりイノシシ——特にイノシシですね、急増しているんじゃないかなと思っております。

そういう中で、さっき国の事業を利用して、資材は国のほうから支給されますが、自分で施工するワイヤーメッシュなんですね、これが言われたように196ヘクタールで、もう既に実施さ

れたということなのですが、このワイヤーメッシュなのですが、材質が非常に弱いんですね。弱いから、軽いのは施工がしやすいんですが、弱いんで強度がなくて、そしてまた、これが3人以上の関係者ということでないとは採用されないということで、結局3人のうち1人の方はもう耕作放棄している部分も入れてくるわけですね。そのあたりもメッシュで囲んでしまうということになって、結局、今度、メッシュを管理する面積が広がっているんですね。そういう中で、そして1人の方はもう放棄しているから、自分のところを見に行かないんですね。そういう状況の中で、そこを破ってイノシシが入っているということで、多くのところでこのワイヤーメッシュをしたけど、全く安心でないということで、これもちょっとひとつ今あり方を考える必要があるのかなと。

だから、逆に、もう本当に3人じゃなくて、1人でも対応できて、本当に必要な部分だけにして、責任を持ってそれを管理する。そのほうが効果が上がるのではないかな。それと、あと材質の見直しも必要かな。そのあたりのちょっと課題が出ていますので、そのあたりは今後検討していただく必要があるのではないかなと思っております。

市長、今課題を幾つか申しましたが、いかがでしょうか、取り組み。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず一番心配しているのは鹿であります。議員御指摘のとおりでありまして、この近年の鹿の捕獲推移を見ますと、平成25年度が7頭、そして平成26年度が7頭、そして平成27年度に18頭、ふえております。いつも朝倉市長、東峰村の村長と会うたびに、この鹿駆除の話ばかりするぐらい共通認識を持っております。議員御指摘のように、鹿が、イノシシとはまた違って、植林した木を食害し、木が枯れて、はげ山になって、土石流災害にもつながっていくという、防災上にも大きな問題意識を持っております。この鹿の駆除については特に力を入れていかなければいけないと、こういう認識を持っております。

それから、ワイヤーメッシュ柵の御指摘がありました。こういう話も担当のほうから話は伺っております。やはりどうしても囲い込みというのが大きな、イノシシにしても、鹿にしても、囲い込みというのが大きな課題でありますので、そういう中で、このワイヤーメッシュの強度等についても、しっかり勉強させていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） きょう、この野生鳥獣被害対策、質問させていただいたのは、やっぱり抜本的に対策をとっていただかないと、これはどうしようも解決できないだろうということで、質問させていただいたんですけど、この被害対策の取り組みには、ワイヤーメッシュ等の、あと電気柵とかの侵入防止をすること、それとあと駆除班と、あるいは自治体との連携によって駆除すること、それとあと資源化ですね、の3つがうまくかみ合っていくということが必要

だろうと思っております。

そのあたりで、さっき、資源化については広域で考える必要があるんじゃないかというふうな話もされたんですが、先日、新聞を見ていたら、ジビエ普及の移動解体車があるということで、添田町ですかね、これが実証実験をしたということですが、そういうものもありますので、そのあたりも、ぜひ何だったらちょっと検討していただいて、可能であれば何か取り組みができるのかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のジビエについてであります。有効な手段だと、このように思っております。そのためには、このジビエ、この肉そのものが市民の中でどう広がっていくか、国民の中でどう広がっていくかというのが一番の大きな課題ですので、今、県とかいろいろ議論する中で、やはり鹿やイノシシについて人間のたんぱく源としての再評価とか、そういうことを再評価をしながらジビエ振興につなげていくことが重要であろうということと、具体的な課題としてはジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発、これをまず力を入れていくことで、こういう需要が高まっていったら、じゃあ、広域でそういう処理施設をつくらうと、こういうことにつながってくると、こういう認識をしておりますので、この普及啓発に力を注いでいきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 最後になりますが、この鳥獣対策は議会報告会の中でも特に中山間地から非常に出された課題でありますので、今言うように、抜本的なひとつ対策を図っていただいて、この課題解決にひとついろいろな施策を講じていただきたいと思っておりますので、そのあたり強くお願いをしまして、この質問を終らせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、10番、岩佐達郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、諫山茂樹議員の発言を許可します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして4件の質問をいたします。

まず、1件目でございますが、電気料金削減での経費節減について質問いたします。

さきの東日本大震災までは、原子力発電の安全神話を誰もが信じておりましたけれども、原発事故発生により安全神話が崩壊しました。震災後は、エネルギーに関する日本国民、日本政府の考えが変わり、政府は、エネルギー基本計画の大幅な方向転換を余儀なくされております。原子力発電再稼働の厳しさを含み、さまざまな要因を考えると、今後、我が国の発電コストの上昇は

引き続き続きまして、電力料金の高騰は必至でありますので、節電、省エネ活動は重要な課題であり、地球温暖化に関しても非常に重要であります。また、学校のクーラー設置も近づいており、そのことにより、10ないし15%の電力料金増は避けられない状況であります。消費電力費の削減効果は、厳しい財政状況にある当市の行政経費にも大きく寄与し、重要でありますので、質問いたします。

なお、産業革命以来、二酸化炭素の影響で0.85度C、地球が温暖化されているとのことでありますので、COP会議でも地球温暖化対策は重要議題となっております。それでは、質問いたします。

1つ目、省エネ節電には照明器具の取りかえも大変有効な手段でありますので、平成27年12月の議会で、蛍光灯照明をLED照明と取りかえて消費電力の削減に取り組むよう提案したところ、新年度に予算化して取り組むと答弁がありましたので、その進捗状況と今後の計画を伺いたい。

2つ目、電気料金を下げて経費節減するには、電力使用量を低減することと、電力購入単価の安い、かつサービスのよい新電力販売会社と購入契約して、電気料金を下げることであります。既成概念にとらわれて九州電力一辺倒の電力購入ではなくて、電気事業法の改正に伴い、昨年12月議会で有利な新電力販売会社を模索し、新しく契約更新をして大幅なコストダウンを図るべきと提案した結果、今後検討し、最良の判断をするとの答弁をいただき、既に1年を経過しておりますので、対応が遅れていることを懸念し、現在、どのように進展しているか、そして今後の日程計画等を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わりますが、我が意見に合意していただくための関連質問をたくさん用意しておりますので、答弁は簡潔明快にお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま電気料金削減による経費節減について、2点の御質問をいただきました。1点目がLED照明器具の取りかえにかかる進捗状況及び今後の計画についての御質問であります。議員御指摘のLED照明器具への取りかえ工事につきましては、本年8月の臨時議会におきまして、庁舎営繕工事費2,192万円の補正予算の議決をいただいているところであります。

計画としましては、議決後10月から11月にかけて入札を行い、年内に事業者を選定し、今年度中の工事竣工としておりました。しかしながら、仕様書の決定を行う段階で見積書のベースとなった工法を見直す必要が発生しました。そのため、工法変更を行った仕様書を改めて作成をしているところでございます。

変更の内容に伴い、費用の上昇が見込まれますことから、節電効果をより見込める場所を優先

したいと考えております。

具体的には、事務室、玄関ホール等が想定され、今年度の予算内でできるだけ多くの照明器具の取りかえを可能とするよう対応を図ってまいる所存であります。

また、入札につきましては、1月中に実施をし、年度内の竣工を予定しているところであります。

2点目が、電気事業法の改正に伴う新電力販売会社との契約についての御質問であります。市におきましては、節電対応として照明のLED化を進めるとともに、夏の節電対策、冬の節電対策を実施し、節電に努めているところであります。

また、新電力へ切りかえることが近隣市におきましても検討・実施が進んでおります。当市におきましても市の施設全般において検討していくこととしております。

新電力販売会社との契約事務に関しましては、久留米市において既に契約の締結が行われ、新電力の導入が図られているところであります。

また、平成28年度には、小郡市が久留米市の協力を得て、平成29年1月からの契約履行が始まる予定であります。

議員御指摘の新電力への切りかえ契約に関しましては、電気関係の知識等が必要となりますことから、久留米市との連携を図り、今後検討を進めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） LED化に関してお尋ねしますが、先ほど、何か仕様の変更を余儀なくされたということ、答弁ありましたんですが、その内容をお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 予算措置段階では、工事内容は、蛍光灯の電源工事のみを行う、つまりソケットが従来の蛍光用のソケットを使用することを前提に予算計上させていただきました。その後、その工事をしっかり予算をつけていただきましたので、発注数というか、設計段階においていろんな事業者のほうから話を聞くと、例えば、大手メーカーから確認しますと、現在そういう工法に対応できるような商品を取り扱っていないと。既存のソケットを使うと脱落等のリスクがあつて、ちょっとそれは問題ではないかという御指摘等をいただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 結果で私申し上げるつもりございませんけれども、丸い白熱電球、白熱灯、これはそのままLED化できるんですが、蛍光灯関係は、これは取り付け器具、これは当然、前からわかっていることでありまして、それまで取りかえなければいけないことになっていたわけです。ですから、少し情報が不足しておつたと、言い方をかえますと、少し勉強不足ではなかったのかというふうに思います。

そういった点では幅広く情報を収集して、そして万全な体制で計画しなければいけないというふうに思います。今後、そういうところは気をつけていただきたいというふうに思います。

ほぼ今年度中と言われておりましたが、何とか、本当は電力ちゅうのは最大ピーク時、前年度の最大ピークのときの出力に応じて翌年度から基本料金が決まるわけでありますので、8月が最大ですから、7月までぐらいに本当は今年度終わったら来年度から安くなるわけですね、基本料金が。そういうふうなことになるんですけども、残念ですけども間に合わなかったということで、今年度中やれば来年、再来年からはその分だけの効果は安くなるというふうに思いますので、ぜひとも頑張ってくださいたいというふうに思います。

それから、御存じのように、LED化しますと、2分の1の消費電力で約3倍ぐらいの効果になるということだから、1日も早くこれをやる必要があるというふうに思います。それから、新電力、業者からの購入契約に関してちょっとスピード感が遅いんじゃないかと思います。

私期待しておったのは、もうことしから、28年度からは新電力に切りかえるのではないだろうかというふうに期待をしておったんですが、残念ながらそれができなかったということでありますので、もう少し積極的な対応をしていただきたいというふうに思います。

市長も何か非常に不安がっていると。実際にあるんじゃないですか。まだまだ不安があると。新電力に切りかえたら。もうそろそろかわっていい時期じゃあると思いますが、何も虎穴に入って虎の子を得るような、そんなリスクはありません。

ですから、電力の自由化というのは約数十年前から自由化されているわけですね。そして、その自由化されているのは高圧電気、6,000ボルト以上、それから特別高圧2万ボルト以上、工場何かで使うような。そういうところが10数年前から自由化されております。それから100ボルト関係、家庭用はことしの4月からですよ、御存じのように。でありますけれども、ちょっと遅い。

人口20万人以上の中核都市、これはこの前申し上げましたが、60%以上がもう切りかえているわけですね。そして非常に効果を得ていると。上げているということでもあります。もっとスピーディーに対応すべきじゃないかというように思います。ぜひとも早めていただきたいと。

うきは市の高圧電力、約であります、1億400万円ぐらいの費用を、料金を支払っております。そのうち久留米の実績で申しますと、約15%のダウンができたとしますと、1,560万円ぐらいのコストダウンができるわけです。学校関係、これも20%のコストダウン、久留米は33%しておりますから、それよりも低く見積もっても720万円ぐらいのコストダウンと。あわせますと2,200、約2,300万円ぐらいのコストダウンがことしから契約しておったらできるわけです。それが伸びとったらその分だけみすみす損したということでありませぬ。

平成16年から福岡市、北九州、大牟田、大野城、そういうところは新電力に切りかえている。確かに電力料金が安いところは余りメリットなかったんですよ。しかし、つい三、四年前からどんどんメリットができて、久留米の場合は、27年度は平均17%の前年度比、安くなっていると。平成28年度では一般施設へ30%、学校施設では33%ということで、そういうふうなコストダウンが事実できておりますので、もっと早く、一日も早く新電力に切りかえていただきたい。政府も従来までの独占事業的な電力業界に競争原理を導入して、そして企業努力を促して安価な電力を安定的に供給するという狙いの施策であります。

そういうことでありますので、国を挙げての施策でありますから、これは情報を早くキャッチ、また情報を与えたら、やはりそれに一日も早く取りかかっていたいただきたいというふうに思うわけでありまして。

監査の基本であります、最小の費用で最大の効果を挙げるとというのが監査の基本であります、とにかくそういうメンタルを見ましても、全く経費がいらずにして100%の効果を得られるということでしょう。ですから、これをやらない手はないと。ぜひとも早く、一日も早くやっていただきたい。

勇気と積極性のある市長の所見をもう一回、最後に。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 慎重になり過ぎてスピード感が足りないという御指摘ですが、庁舎はいろいろ施設が多機能あります。そういう中で、私が組合長を務めています一部事務組合、例えば、うきは久留米環境施設組合については、昨年の4月から新電力、一部であります切りかえていますし、去年の10月からはうきは老人ホームは100%新電力に切りかえて、そういうスピード感を持っているつもりであります。

ただし、今悲しいかな、私どもの中には電気技術者がいない状態で、市役所の庁舎というのはいろんな機能がありますので、いろいろ調整する必要があるんですが、そういうことで、先ほどから答弁させていただいていますように、電気技術者が豊富にいる久留米市と情報提供をしっかりと密にしながら、連携を深めてしっかり対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 精いっぱい逃げの答弁と申しますかね、わからんでもございませぬけれども、意欲はあるようでございますので、ぜひお願いしたいと。

この前も何か答弁をしていましたけど、長期契約割引がなくなるときが心配だというような答弁もされていましたが、前回はね。しかし、調べてみますと、それは平成25年ぐらいにはとっくになくなっております、ないんですよ、そういうのは。ですから、そういうリスクもないんだと。

それから、災害のときに心配だというような答弁もしていました。災害もこれはちゃんと災害

の心配、これは託送料金、これ送電料金を支払う法律で託送の責務を負っているわけでありますので、災害があったときに九電から買ってないから九電は補修が遅れますよというようなことは絶対にできないようになっていきます。ですから、そういう災害のときのリスクもないんだと、これはもう必ず電気を送らなければいけないような責務があるわけでありますので、法律で縛られているということであるので、それから過去10年間全くそういうことは出ておりませんので、そういう発生事例もありません。ですから、やれるところからやると。

しかし、まとめてやったほうが効果があるそうでありますので、ぜひとも一括して新電力に切りかえていただきたいということであります。

今、先ほども市長が申しましたけど、当市のような小規模で電気技師もいないというのを、そしてデーリー業務だけでは大変だということでありますので、これに挑戦するのは担当係なにかに任せておってはいけないと。やっぱり上司の、トップの強い意気込み、これがないと、それと助言もなければ、いわゆるなかなか決断できないというふうに思いますので、十分に職員の心境は私も察ししたいと、お察ししたいというふうには思っております。

とにかく、広く情報を収集しまして調査した提案でありますので、市長の意欲的で積極的な挑戦をぜひお願いしたいと。私議員であります、私との立場はもちろん違いますけれども、目的は同じであります。コストダウンすることでありますので、私の知人の紹介とか資料の提供、それから知っている限りの知識でよければ提供は惜しみません。

それから、久留米市の幹部の人たちともいろいろ話をしてきたんでありますが、非公式でありますけども、正式にトップのほうから要請があれば、指導なり協力は惜しまないと、やぶさかではないと、喜んでやりますというようなことも推測しておりますので、ひるむことなく挑戦していただきたいということをお願いしたいと。

それから、契約する場合に、大事なことでありますが、当然多くの競争入札をしなければいけませんので、契約時期が非常に重要らしいんですよ。年度末なんかには契約をしますと非常に競争が激しくなりましてもう応募する業者が少なく、いなくなるということでありますので、10月ぐらいに、9月までぐらいに一生懸命に資料を作成したり仕様書をつくったり勉強したりして、そして10月ぐらいに契約をします。そして切りかえは1月ということが一番望ましいということであるそうですので、参考にさせていただきたいと。

で、これ石井公室長が一番詳しいんでありますが、地方自治法の234の3で、電気とかガスなどの契約については債務負担行為は要らないと、議会の議決も要らないというふうになっておりますので、1月からぐらいに切りかえるというのが一番望ましいんじゃないかというふうに思うわけであります。

その点について一言、どういうスケジュールでどうしたいというのを、今御提案申し上げます

たけども、そういうことを目標にやっていただけるだろうかということで御答弁いただければ幸いです。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま具体のアドバイスもちょうだいいたしました。先ほどから答弁させていただいておりますが、近々久留米市とも協議するようにはしておりますので、しっかりいろんな、片や走り過ぎていろんな課題を残すという、そういうこともありますので、そこらはしっかり市民の皆さんの目線で市民サービスに影響がないような形でしっかり対応をしていきたいと、このように考えています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 走り過ぎて課題を残すとはどういうことなんですか。走り過ぎて課題を残す。積極的にやり過ぎて課題を残す、今のように情報が不足しとってやり損のうたとか、そういうことの心配をされているんですか。ちょっと意味がわからないんですが。積極的に、いいことは積極的に早く早く前どりしてやっていくことは走り過ぎじゃなくて推奨する、いいことじゃないだろうかと思うんですが、どういうことかお尋ねをしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから御説明をしていますように、比較的こうコンパクトな施設、例えば、浮羽老人ホームとかうきは久留米環境施設組合等についてはもう導入をさせていただきます。市役所になりますと、本館、西別館、いろいろ施設も多岐にわたっておりますし、同じ施設の中でもいろんな機能を有しているところもありますので、トータル的に電気技術者のアドバイスもいただきながら、トータル的にどういうサービスができるのか、そういうことを見極めてやりたいと、こういう趣旨で申し上げたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） この契約はハード的な、ここの建物のやつを個別にこうやるんじゃないくて、一括して何キロワットアワーと申しますか、を一括してやりますよというような契約で、ソフトの面でありますので、余りこうそういう細かく分ける必要はないんですよ。学校、学校、全部一括して何キロあると。それを新電力から買いますよと。そして、その分お金を払いますよと。そして新電力が九電にお金を払うわけですよ。

ですから、そういう余り走り過ぎにこだわる必要はございませんので、勘違いされないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の案件に限らず、効果を挙げた自治体があれば素早く情報を得て調査し、そのノウハウを見習い、大いに生かすべきだと、私は常々思っております。言葉すきではありませんが、まねる、まねするというところであります。

歴史を振り返りますと、明治に入って我が国が急速に発展できたのも、欧州とかの文化や技術を貪欲に吸収したということだからとも言われておりますので、まねをすると、先進地のまねをするということは決して恥でないというふうに思います。

とにかく職員が一丸となって情報のアンテナを磨いて、高く掲げて情報の提供に努め、謙虚に受けとめて汗を流しての市政が大切だというふうに思います。

企業間は秘密ですからなかなかいいことは教えません。しかし、自治体はそんなことはありませんので、いいところをこちらから頭を下げて情報をもらいにいければ喜んで差し上げますよ。私のやった経験ではいろいろ教えていただきますので、そういう自治体間の競争は激しくありませんので、大いに利用すべきじゃないかと。先進事例のどんどん吸収するということは、僕はいいことだと思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

大体約3割ぐらい下がるということでありますので、3割というと約3,000万円ぐらいです、下がるのは。

といいますのは、やっぱり1円でも100円でもコストを安くすることが大切だというふうに思います。出すほうは絞って収入を多くすることが基本でありますので、よろしくお願いをしたいというふうに思うわけでございます。

以上で料金の、電気料金の経費節減については終わりたいと思います。期待をしておりますので、よろしくお願いをしたい。

議長、続けていきます。

○議長（櫛川 正男君） どうぞ。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 次に、野外円形劇場の早期復活の活性化についてお尋ねしたいと思っております。

道の駅に隣接した筑紫平野を一望できる素晴らしい景観の山北地区西見台に、大正時代に建設されたギリシャ式野外円形劇場跡があります。この劇場は、大正12年に結成された農民劇団「嫩葉会」が当時の山春村の地元有志とともに大正14年に竣工させたものでありまして、正式名称は野天公会堂です、読み方は、間違っていないと思います。と言われたそうで、御存じの方は多いと思います。

うきは市が作成した調査報告書によりますと、「嫩葉会」は、旧山春村古賀区の医師安元先生のもとに集まった青年たちが修行と娯楽を求めて結成した日本初と言われる貴重な農民劇団と報告されております。

この嫩葉会は、活動期間は短かったが、菊地寛とか武者小路実篤等の文芸作品やオリジナルの脚本などで、うきはのみならず、日田とか久留米で講演活動を行い、詩人のサトウハチロー等も安元医院に長期滞在していたという貴重な記録も残っております。

そこで質問をします。1、日本初と言われる農民劇団「嫩葉会」の演舞の場として、大正14年に道の駅に隣接する西見台の地につくり上げた、当時としては画期的なギリシャ式円形劇場を早急に復活し、地域文化遺産の発信、観光客誘致、道の駅客増ほか自治協議会主催のさまざまな活動にもつなげたいと考えるので、所見を伺いたいと。

2つ目、「嫩葉会」の活動で感心するのは、演劇のみならず、村の青年を集めて運動会、駅伝大会、管弦楽団との共演など多岐にわたって当時の山春村を盛り上げておりました。そのころから協働の精神を発揮し、自助努力で活性化に取り組んでいたということを僕は感心しているところであります。

復活事業のみにとどまることなく、この施設竣工を契機に、当時の思いにかなう有効活用の取り組みを希望するので、どのような構想を持っておられるのか、お聞きしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま野外円形劇場を早期復活による活性化について、二つの御質問をいただきました。

まず1点目が、地域文化遺産の発信、観光客誘致、自治協議会主催のイベント等への活用についての御質問であります。野外円形劇場につきましては、平成26年度に発掘調査を実施しておりますが、「嫩葉会」が残した偉大な足跡を忘れることがないよう、この貴重な文化遺産を継承し、活用する施設として整備することにしております。

県の個性ある地域づくり推進事業費を活用して、今年度は、利活用のあり方と整備内容を検討し、来年度工事を実施する予定であります。

また、工期につきましては、8カ月ほど要するのではないかと考えておりますが、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。

整備に当たりましては、かつての野外円形劇場がそうであったように、さまざまな市民の方が参加し、時代を超えて野外円形劇場が、先人が残してくれた貴重な遺産として感じられる施設として機能するよう、計画を進めております。

2つ目が、「嫩葉会」の活動時の思いにかなう、有効な活用を行う上での具体的な構想についての御質問であります。 「嫩葉会」が取り組んださまざまな先駆的な活動は、うきはの宝であり、自助と共助の精神は、今を生きる私たちの手本になるものであると考えております。

整備後の活用につきましては、現在、地元、山春地区自治協議会を初め、うきは市石垣保存会、「道の駅うきは」、うきは市民ミュージカルなどと打ち合わせをさせていただいており、地元行事や芸能活動、イベントなどに広く活用していただきたいと考えております。

なお、年明け1月29日の日曜日には、図書館3階で、「嫩葉会」を顕彰する講演会を企画・

計画をしております。講演会では、論文を発表され、「嫩葉会」の取り組みを世に知らせせしめた、演劇の研究者である井上理恵先生を講師に迎え、「嫩葉会」の活動を知っていただく機会を設けたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 市長、今、工期を8カ月と申されましたよね。この工期ちゅうのは、もう全てのスタートから。よかったら工程計画といいますか、設計がいつまで、そして工事、それをちょっと詳しく後で教えてください。後で。

工事期間であったら、ちょっとこれは疑問がございます。というのは、大正14年につくったときの工事期間ちゅうのは、御存じかどうかをお尋ねしたい。どのぐらいででき上がったのか。そして、今、言った工期8カ月の詳細計画、それについてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。市長、工程計画。

○議長（櫛川 正男君） はい、市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も御指摘の「嫩葉会」の資料でいきますと、とにかく約1週間というか……（「でしょう」と呼ぶ者あり）ここでは5日間とこう書いていますが、延べ331人の努力で完成したとこういうふうに記されております。

8カ月の工期については、担当課長より答弁をさせます。（「はい、どうぞ。担当課長、誰」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内でございます。円形劇場の工期につきましては、本年度、先ほど市長が御説明を申し上げたとおり、実施設計を本年度中に終わりますので、本体工事につきましては、来年度予算で計上する計画でございます。4月に契約を行いまして、5月から8カ月ほど、工期がかかるのかなというふうな計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 同じようなことを大体わかりましたが、この資料にも、今、見てもらえばわかるように、あの当時、重機もない、人手。それで約331名の人海戦術で、何と1週間で竣工していると。工事期間。それを8カ月ということ自体が、どういう考えであるかというのを疑いたくなるわけでありまして。長くても1カ月ということだろうと思うんですよ。その辺をもう一回詰め直していただきたい。

それで、そして今は、最近、農水省なんかも進捗管理というようなことを盛んに言われておりますね、農業改革なんか。これは工程管理の一つでありますかね。とにかく工程管理をびしっと計画をつくって工程管理をしていけば、そんなに1カ月あれば十分であろうというふうに思いま

す。もう少し工期の点は、十分に詰めていただきたいということですね。

で、参考までにですが、ROKIがごぞいますね。あの工場でさえ、基礎から完成までで6カ月なんですよ。6カ月で終わっているんですよ、あれだけの工場を建てるのに。ですから、そういう点では、やっぱり期間が非常に重要になってきます。ですから、そういう点では、再検討を願いたいというふうに思っております。それから、それはその点をもう一回。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 諫山議員がおっしゃるとおり、スピード感を持った事業の取り組みが必要というふうには、当然考えております。現在進めています施設設計につきましては、円形劇場の原形を損なわないよう、忠実に再現する予定でございます。

御承知のとおり、「道の駅うきは」につきましては、多くの子供さんからお年寄りの方が訪れる施設でございます。今回の円形劇場につきましては、客席の勾配が多少きついつくりになっております。そのため、見学や利用される方が安全で安心して使ってもらえるような、特に安全面に気を使った設計にしないといけないというふうに考えています。

それから……（「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり）はい。そういった意味で、安全性と恒久性のある、そして維持管理のしやすい、そういった建物を計画をしていますので、工期につきましては、あと石垣がありますので、その分がかなり工期がかかるというふうに、事業者のほうからは打ち合わせをしているところでございます。（「大したことはない」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 業者の言われっぱなしではなくて、こちらの計画どおり進めてください。

「嫩葉会」の活動に感銘するのは、軍部の力がじわじわと強まりつつあったころ、時代にかかわらず、演劇という文化にかかわり、そして、それのみにかかわらず、村の青年を集めて、相撲大会とか、運動会等、駅伝大会、また管弦楽団との共演など、多岐にわたって文化とスポーツを両立するような、文武両道と申しますか、そういう活動でありまして、非常に感心しているところであります。

そういう復活を機会に、安元先生の意志を引き継ぎまして、行政と地域が協力して、野外コンサートや円形劇場、周辺を利用したイベントを期待したいというふうに思います。そういう積極的なイベントの計画なり、そういうものの考えを一言だけお聞きしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 本当に議員御指摘のように、安元知之先生が残した貴重な文化遺産であります。議員も御承知かもしれませんが、年明けて、1月のたしか19日が、安元知之先生の没

後90年であります。

今、私どもとしては、没後90年記念事業の一環として、先ほども著名な先生をお呼びするという答弁をさせていただきましたが、それだけではなくて、命日の19日も含めて、いろんな記念事業を考えさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 大いに期待しておりますので、一日も早い完成をよろしくお願ひしたいと。

次に、3つ目の質問に入りたいと思います。

学校教室の空調、クーラー設備設置について、お尋ねします。

地球の平均気温は、一昨年、昨年と連続して、観測史上最高を更新しました。年々厳しさを増す猛暑に向けて、クーラーの導入により学びの場を快適にし、教育環境の向上を図るとともに、熱中症の予防にもつなげる取り組みが求められております。近隣の自治体でも、夏季の高温化に対応し、小中学校の教室にクーラーを設置する取り組みが活発化しております。

なお、他の議員からも質問が出ておりますので、違った角度から質問いたします。

9月議会の質問、答弁では、交付金の不採択になったために設置できない答弁であったけれども、11月の全協で、10月20日付にて内示があったということをお聞きしております。今後の計画についてお尋ねしたい。

2つ目が、設計の進捗状況を尋ねるとともに、完成時期は平成29年の5月末、つまり夏休み前の教室温度が上昇するころまでには、完成することを強く希望するが、それに向けた今後の工程計画、意気込みを尋ねたい。

以上、1回目の質問でございます。簡潔に。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま学校教室等空調設備設置工事について、御質問をいただきました。

この件に関しましては、9月議会において、空調設備の設置につきましては、昨年の10月に、浮羽・吉井中学校の普通教室への空調設備を行うため、平成28年度学校施設環境改善交付金の採択要望書を、県を通じて国に申請をしておりましたが、ことしの4月に、国より不採択の通知がありました。現在、国に対して補正予算の採択の働きかけを行っているところです。

市の財政面を考えると、単独での空調設置は厳しいものと、このように答弁をさせていただいておりました。今後の取り組みに係る具体的な内容については、教育長より答弁をさせます。（「はい、簡潔にお願いします。時間がございません」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 平成28年度学校施設環境改善交付金につきましては、国の一般会計第2次補正予算による内示を、10月18日に県より連絡を受けました。

内示を受け、10月20日付で、福岡県教育委員会に学校施設環境改善交付金申請書の提出を行い、11月16日の日付で、福岡県教育委員会より平成28年度学校施設改善交付金交付決定通知書が送付されてきました。

その交付決定を受け、設計委託業務についての入札を行い、野村一級建築事務所に発注をしています。設計書の完成を1月末までに業者には依頼をしています。設計書の完成を受けて、監理委託業務及び設置工事入札を3月上旬に行う計画で進めています。

2点目の完成時期を平成29年5月末に向けての工程計画等についてのお尋ねでございますが、設計委託業務については、現在、現地調査まで終了をしています。

今ほども申し上げたとおり、設計書を来年1月末までに提出するように指示をしています。設計書に基づいて、監理委託業務の入札及び設置工事入札契約を3月上旬までには行い、春休みから設置工事ができるようにしたいと考えています。

また、監理業務仕様書の中で、春休み、土曜日、日曜日に工事ができるような工程管理計画を進め、5月末までには設置工事が完了し、6月には使えるように努力をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） ありがたい答弁をいただきました。従来の行政慣例と申しますか、でございますと、即、来年の夏休みに工事しますと言ったりと、そして使えるのは、再来年からというようなことになる所でありましたが、学校教育課長並びに教育長の私の意に沿った素早い対応をしていただきまして、高く評価をしたいと思えます。

と申しますのが、6月のもう20日ぐらいから30度を超すんですね、吉井の。ですから6月では遅いと。やっぱり5月いっぱいできて、6月からは、すがすがしい気持ちで勉強に励んでいただきたいという気持ちがありましたので、申し入れをしていたところではあります。ぜひとも、5月末完成を契機にやっていただきたい。

それで、私もこの前も申しましたけれども、広川町の調査によりますと、5カ所ぐらいに業者を分割して、そして土日工事で見事に二、三カ月で、大型連休と申しますか、長期休暇を使わずに完成させたという実績がございますので、絶対に——絶対ちゅう言葉を使います。もうこのとおりにいけるというふうに思いますので、ぜひとも達成をしていただきたいというふうに期待しまして、次の再質問に入りたいと思います。

当然、これをしてもらっていると思うんですが、設計の時点では、メーカー指定は絶対に、それこそぜひともやめていただいて、冷却能力、冷却容量を指定して、この型の類似品と、同等品

という形で、相当品という形で見積もりをとっていただきたい。

そして、近隣の5市のクーラー設置のインシヤルコストを調べてみますと、約180万です。1教室が。高いところと安いところが50万ぐらいの差があるんですよ。ですから、ぜひともこのコストダウン、徹底したコストダウンをやっていただきたいというふうに思います。その件について、一言、御答弁をお願いしたいと。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） コストダウンにつきましては、学校教育課長より答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 議員の言われるように、工事入札の仕様書等につきましては、そのように考えておりますので、そのように進めていきます。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 学校の環境改善とは申しましても、多額の投資をするわけでありますので、目に見える効果を出していただきたいというふうに思っているわけでございます。

そのためには、夏休み期間を約1週間ぐらい短くしまして、そして授業時間に充てていただきたいと。ぜひこれをお願いしたいと。それ以外に何か、クーラーを設置したための効果を出そうと考えておられれば、それもお尋ねしたいと。

一つの例であります、日田市でも、これはもう新聞に載っていたから御存じと思いますが、クーラー設置に伴いまして1週間短縮し、それを授業に生かして先生の余裕ができた。で、子供たちに向き合う時間が長くなったために、これは余り、本当に効果がこれかなとは思いますが、不登校が3割も減少したというようなことも言われております。

確かに効果はあると思うんですけれども、3割が本当かなというふうに疑問はありますが、そういうふうな効果も出ておりますので、とにかくクーラーを設置、多額の投資をして設置したためにこういう効果がありますよという考え、構想がありましたら、お聞きしたいと、お尋ねしたいというふうに思います。よろしく。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど議員御指摘の日田に関する新聞記事については、私も承知いたしております。

近隣市町の状況でいいますと、空調導入後に、いわゆる2学期の始業式を早めておるという市町村は、現在、久留米市と東峰村でございます。朝倉市、筑前町、小郡市については、始業式は早めておりません。

うきは市の現状でいいますと、うきは市の中学校は、実は、夏休みの終わりの2日は、既に子供たち、全員登校しまして授業等を行っている状況でございます。そういう状況もございませぬ。

で、今後、平成32年度に、小学校の学習指導要領の全面実施で授業時数等がふえますので、そういう点を勘案しながら考えを進めてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） よろしくお願ひします。

くどくもう一回申し上げておきますが、クーラー設置によりまして、電気料金は約15%ぐらい上がります。これはやむを得ないことであります。そのためには、徹底した省エネ活動とか、使用要項をちゃんとつくって、子供たちにも使用状況を守らせるとか、規定なんかをつくって省エネ活動を展開していくという活動は、必要だというふうに思います。これをぜひやっていただきたいということでもあります。

それ以外に、やっぱり一日も早く、新電力からの購入契約をしまして、そして、約3割ぐらいは下がるということも言われて、学校に関してはそういう実績もありますので、こちらを使うかわりに、こちらでその分を経費を削減しますというような考え方で、ぜひとも新電力事業に力を入れていただきたいというのを、再度申し上げておきたいと思います。

それから、参考までに申し上げておきますが、現在、エアコン設置でいろいろと議論しておりますが、こういうエアコン設置するだけに満足する時代ではないと。加湿器による乾燥を防いで健康を維持するということも、今、学校教育では大事だというふうに言われております。エアコンと併設することによって、乾燥したことによってインフルエンザが感染しやすいというふうになるようなことも聞いております。そういうことも考える時代であります。

しかし、そこまでは、我々の市としては、まだそこまでは考えなくていいとは思いますが、一応頭の中に入れておっていただければ、幸いかというふうに思うわけでございます。

そういうことで、5月末完成に対しまして多大な期待をいたしておりますので、善処願いたいというふうに思います。これにて、3つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、三春工業団地の緑地帯への遊具移設につきまして、質問いたします。

三春工業団地緑地帯は、当然ながら工場立地法に基づき、生産施設・緑地環境施設の面積は、一定の規制を受けて要件を達成してきちんと管理されております。

地元では、八重桜やツツジ、アジサイなどの花を植えて、きれいにして、祭りやイベントなどを開催するなど、公園的な活用も図っておるところでございます。つきましては、正式な公園ではありませんが、公園的な価値を高めて、広く市民から愛され、親しまれる広場にさせていただく思いで、提案、質問をいたします。

一つ、三春工業団地に隣接する緑地帯を、緑地帯としてだけではなくて、多面的な効果が得られるよう、公園的な機能を付加して価値を高めた一心で、滑り台やブランコ、ジャングルジム、鉄棒等の遊具設備を移設し、子供たちの遊び場として有効活用を図るよう提案いたします。

なお、コストを最小限に抑えるよう、廃保育園化された遊休している遊具を移設したいのであります。子供が屋外で元気に遊べる場を確保して、子育てしやすい環境の醸成や、健康づくりに大きく寄与するものと確信するので、見解を伺いたい。これは、1回目の質問でございます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 三春工業団地緑地帯への遊具移設について、御質問をいただきました。

廃止となった保育所の遊具につきましては、市におきましても、再利用が可能かどうか調査を行っており、移設する場合の費用等について、現在、遊具事業者を確認を行っていただいているところであります。

三春工業団地緑地帯への遊具移設につきましては、移設の可能性、安全性の確保、維持管理、移設する場合の費用等について、整理をする必要があると考えられますので、調査の結果を踏まえた上で検討をしてみたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 山春自治協議会とか、地元からも賛同を得まして、恐らく要望書が出てくるのではないかとこのように思っております。

私も遊具については、現物を確認してきました。事実、それまでは使っていたわけですね。使っていました。かなり劣化していると言われるかもしれませんが、自然劣化というのは、そんなにしていないうちであります。ですから、今まで使っていた遊具をそのまま移設しようではないか。しかし、そのままではなくて、多少メンテナンスして、そして整備してでも移設しようではないかと。そうすれば、もちろん撤去費用だけはプラスになりますが、据えつけ費とか、そういうものは新設しても同じでありますね。でしょう。

それから、遊具メーカーにいろいろお話を聞きますと、遊具メーカーは、自分が新しいのをつくって売り込むのが一番利益につながるわけありますので、そこは、ちゃんと一線を引き尋ねるなら尋ねることにしないと、それをうのみにして、遊具メーカーの言いなりになって、新設したほうが安いと言われてたら、そのままにして、もう撤去して工事しよつたら、もう使いものになりませんよとか、そういうことに流されずに、ちゃんと自分の考えなりを貫いて、そして安くできる方法を考えていただきたい。

実際、今まで使っていた遊具でありますので、余り劣化なんかは進んでいないというふうに思っています。もし劣化が進んでおるようでしたら、今までの定期点検はどうしていたか、それもお聞きしたい。

学校教育にも聞きたいんですけども、学校の遊具、それから保育園、幼稚園の遊具は、どういふメンテナンスをやっているのか。それもお聞きしたい。お聞かせ願いたい。現状の遊具関係は、どのように点検して、どのように基準で補修しているのか、そこをお聞きしたい。

当然、据えつけるようでしたら、安全の面で不適合なものを据えつけては、これはいけないというふうに思います。ですから、安全なものをやっぱり据えつけてやらないといけないというふうには、私も思います。

そういうことで、検討しているということではありますが、現状の設備、備品関係については、どういう点検をされているのかも、あわせてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のとおり、今、廃止された保育所の遊具の状況として、山北保育所を初め、小塩、新川、妹川、さらには朝田保育所——朝田保育所については、何かいろいろ跡地処分という形でも、今、検討というか、その方向で今、進めさせていただいておりますけれども、なかなか何回も私自身もちょっと確認させていただいたんですが、非常に老朽化しているということと、じゃあ今までそういう老朽化の中で、子供たちにあれしていたかという課題があるかもしれませんが、それを移設するというのですから、そのまま使うのと移設して使うのでは、またちょっと違うということをまずは理解していただきたいと思います。

それから、この議会の中でもよく議論になるし、あるいは子ども議会の中でも指摘を受けているんですけども、今、うきは市には12の公園があるわけですね。その12の公園というのは、どちらかというと、それぞれ郡部というか、地方にあって、なかなか利用がされていないと。むしろ子ども議会では、もっともっと吉井の真ん中というか、人が一番集まるようなところに、子育て支援の一環で、若いお母さん、お子さんたちが遊べるような場所が欲しいと。そういう指摘もいただいている、非常に総合的に判断しなくてはいけないと、このように思っています。

だから、議員の御指摘を全て拒否するものじゃなくて、先ほど答弁させていただいたように、いろいろ調査させていただいていますので、総合的に検討させていただきますと、余り深く突っ込んでいただきますと、なかなか私もこう今まで議会の中での議論もありますので、しっかり総合的に判断しなくてはいけないと、こういうことを申し上げなくてはいけないのかなとこう思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 現状の子供が少ないからどうのこうのとか、将来を見据えて、やっぱり子供を育てやすいような環境をつくってやろうということも、大事でありますので、市長たるものは、そういう考えでいただきたい。

それから、あそこのあの公園の近く、約300メートルぐらいのところ、山春保育園がありますね。もう月に何回かは、そこに遊びに来ているんですよ。それであそこは野原できれいに管理されておりますので、そういう遊びの場にもなっております。

それから、当然移設するときには、メンテナンスして整備して移設しなきゃいけない。今、答

えがありませんでしたけれども、今、学校のほうはどうなっているのか。保育園のほうはどうなっているのか。私の知っている範囲では、現場任せにしているのではないだろうか、メンテナンスにしてもですね。それじゃいけないと。

これは、正式に、遊具に関する日本公園施設業協会が策定した規定・規約が、メンテナンスの指針があるんですよ。それに基づいて、ちゃんとした自治体はやっています。そして毎年1回点検して、そして整備しながら維持管理しているということでもありますので、現場に任せっきりちゅうのは、この件に限らず大事なことでありますので、学校教育のほうも考えておったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

それで、保育にしても、そういうことで検討するということでもありますので、ぜひともお願いしたい。子育てしやすいような状況をつくってやると。今は少ないからどうのこうのではなくて、それからいつも言われておりますように、過疎化が進んでいる地域のほうにも目を向けてくださいと。

これは、自治協議会の会長もよく言うんですけども、そういう面においても中心に人口の多いところを——今、お聞きしましたら人口の多いところを優先的にやったほうがいいんじゃないだろうか。そういう考えはあるでしょうけれども、地域を大事にする、今後の子育てを大事にする面から考えますと、やっぱりそういう地方のいい場所があれば、新設するのではなくて、遊休品を活用しようじゃないかという考えでありますので、ぜひ有効活用を図っていただきたい。

そういうことで、私は、もったいない精神、これを發揮して活用していただきたいというふうに申し上げまして、一言、市長の答弁を……。

○議長（櫛川 正男君） 質問、答弁を合わせて1時間でございますので。

○議員（9番 諫山 茂樹君） はい。では、結構です。やっていただくものとして、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで、暫時休憩とします。再開は、11時15分より再開します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、先般から新聞報道されました福岡県のRDF発電事業の撤退、次に、うきは市ルネッサンス戦略のKPI検証の2項目

について、高木市長に質問をいたします。

市町村合併前の平成15年3月25日、県の推奨により、RDF施設建設を浮羽郡衛生施設組合が発注し、翌平成16年8月に完成したRDF施設であります。施設の完成がおくれた原因は、平成11年10月に、吉井町中島畑を候補地に決定しましたが、対岸の朝倉・杷木町が施設建設に反対したために、その仲裁を県知事に依頼しましたが、県の仲裁案が示されたのは、平成13年5月24日でありました。

せっかく施設建設地を求めていたのに、改めて建設用地の交渉が必要となり、発電事業の操業に間に合わずに、RDF供給及び処理委託に関する契約書第13条の規定より、発電所にRDF搬入の違約損害金、さらには、売電による収入減の損害金を合わせて、1億2,766万2,352円を支払いさせられたわけであります。

それなのに発電事業の継続は困難として、一方的に撤退を表明され、小川知事は記者会見で、ダイオキシン規制に対応できない自治体のごみ処理を広域で行うという、当初の目的は達成できたと述べられましたが、余りにも無責任な発言で、崖から突き落とされたも同然で、発電事業に参加した県内5つの清掃組合は、今後もRDF燃料作製が続けられるのか、大きな問題であります。

そのために、次の5点について、質問をいたします。

まず1番目が、ごみ焼却時に発生するダイオキシンが社会問題となり、県の主導でRDF施設を建設しましたが、一方的な継続困難の通告を無条件で受け入れられるのかどうか。

それから2番目に、大牟田リサイクル発電事業の継続困難の最大の原因は、RDFの供給量の確保及び焼却灰の有効利用を怠ったためで、その責任はどうか。

それから3番目に、リサイクル発電事業には、RDF供給及び処理委託に関する契約書を締結してありますが、発電を中止した場合には、どういう条項が盛り込まれているのかどうか。

4番目に、うきは久留米環境施設組合では、RDF施設操業中止ではなく、新たな搬入を検討と新聞に報じられましたが、RDFの焼却受け入れ施設は、所在してあるのかどうかということです。

5番目に、RDF燃料を製造しても、焼却施設が遠ければ搬入コストが高くなり、処理経費高騰の原因になりますが、許容できる距離はどの程度考えられているのか。

以上、5点について、高木市長の責任ある答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま県が推奨したRDF発電事業について、継続困難との県の撤退表明について、5点の御質問をいただきました。

まず1点目は、発電事業からの県の撤退表明についての御質問であります。福岡県は、小規

模市町村のダイオキシン等対策としての目標は達成されたことから、大牟田リサイクル発電事業の終了は、いたし方ないとの見解でございますが、当初、福岡県が推奨してRDF事業を始めたものであり、一方的に放棄するのは無責任であると認識をしております。

また、県の方針としては、ダイオキシン対策は、小規模焼却炉でも対応可能としておりますが、国の循環型社会形成推進交付金制度は、人口5万人以上となっていることから、うきは市が交付金を受けて事業を実施することは極めて厳しく、小規模市町村のダイオキシン等への対策につきましては、いまだ目標を達成できている状況にはないと考えております。

今後、課題となるRDFの受け入れ先、発電所の解体など、諸問題に対して、県は真摯に対応すると表明しておりますので、このことにつきましては、しっかりと協議を重ねていく所存でございます。

2点目が、継続困難の原因と責任についての御質問であります。御指摘のRDF供給量確保については、当初計画では、年間9万9,280トンでありましたが、27年度の実績は、8万3,485トンとなっており、計画値から約15%下回っております。計画値に満たなかった要因につきましては、人口減少や3R運動等、ごみの減量化の施策によるところが上げられます。

また、焼却灰につきましては、当初計画では、焼却灰を道路路盤材として利用する計画でしたが、実用化のめどが立たなかったことから、これを断念し、外部に処理を委託することとなったため、灰処理単価が高くなってしまいました。

この二つが、RDF処理単価を引き上げた大きな要因であり、当初計画を主導した県には、大きな責任があると考えております。

一方、今回のRDF発電事業からの撤退につきましては、平成25年5月に合意しました5年間の事業延長により、平成34年度末には、当該施設が稼働から20年を経過することになりますので、経年劣化する発電施設や焼却施設などの設備を更新することが必要となりますが、これには、最低でも約50億円が必要となります。

さらに施設更新を行う場合、更新工事を行う期間中において、RDFの処理先を確保しなくてはならないことや、現在の焼却灰の処分先が、平成34年度末で受け入れできなくなることから、新たな処分先を確保しなくてはならないなどの問題があります。

また、電源開発株式会社が、平成34年度末で事業参加を終了するのに対して、RDF発電技術を活用した事業展開する新たな企業参画の確保が見込めないことなど、幾つかの要因が重なり、大牟田リサイクル発電事業の継続は困難となったものでございます。今後、福岡県並びに電源開発株式会社の責任についても協議を重ねてまいりたいと思っております。

3点目でございますが、発電事業を中止した場合の契約条項についての御質問でございますが、浮羽郡衛生施設組合と大牟田リサイクル発電株式会社の間で、平成13年3月30日付で締結し

ておりますRDF供給及び処理委託に関する契約書の事業期間につきましては、契約締結日に始まり、事業期間の末日——平成30年の3月31日であります。ただし、事業期間の末日の3年前までに、株式会社が各組合に対して、または各組合が株式会社に対して、事業期間末日をもって契約を終了させる旨の書面による通知を行わない限り、本RDF処理委託契約の契約期間は、1年延長され、その後も延長後の契約期間の末日の3年前までに、契約期間不更新通知を行わない限り、さらに1年ずつ延長されると、このようになっております。

なお、この事業の終期につきましては、平成25年5月に、平成35年3月末日までの5年延長が、県電源開発及び県内5組合の間で合意がなされております。

失礼しました。4点目が、RDFの新たな受け入れ施設についての御質問であります。平成35年度以降のRDF受け入れ先につきましては、現在、福岡県及び県内5組合で検討を行っているところであります。

5点目が、許容可能な受け入れ先までの距離についての御質問であります。現在、大牟田リサイクル発電所へのRDF運搬については、参加組合全てが、エコロジスティクス株式会社に委託をしております。運搬費用については、1トン当たり2,870円で、耳納クリーンステーションから大牟田リサイクル発電所までの距離が、片道77キロとなっております。

処理委託単価の算出につきましては、一概に距離だけでは判断できませんが、運搬経費の削減のため、なるべく近距離に位置する民間施設に搬入できるようにすることなどの検討協議を、今後、進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、県のほうから一方的な通告であるわけですね、今度の場合ですよ。それを受託されるかどうかということですよ。この新聞記事を見ますと、もう受託したような新聞記事が出されているわけですよ。いわゆる大牟田・荒尾は当事者でありますから、4つの組合がどうなるかということなんですよ。

この4つの組合というのが、いわゆる県内には7カ所ほど、RDFの燃料をつくっている施設がありますけれども、大牟田・荒尾は、もう当然地元でありますから、これ発電事業の当事者であるわけ。残り4つが、この発電が中止された場合に、本当に困ってくるわけですよ。

このせんだっての新聞の中で、もういわゆる発電終了を合意したという新聞記事が出ているわけですよ。福岡県などが、大牟田市で進めているごみ固形化燃料（RDF）の発電事業について、11月22日に、いわゆる幹事会を開いたと。ここで事業終了に合意したということが出ているわけです。ということは無条件合意ということでしょう。全く撤退の案は示されていない。

それから、小川知事が言っているように、ダイオキシン規制に対応できない自治体のごみ処理を広域で行うという当初の目的は達成できた。これは、燃焼させて初めて当初の目的が達成され

るわけですよ。それを燃料はつくらさせとって、いわゆる当初の目的は達成できたから、もう発電事業は終了しますという小川知事の記者会見ですね、これですと。これは24日ですが、11月24日の日です。全く無責任な発言であるわけですよ。

いろいろ検討するということではありますが、どのように、今から検討をされるのか、そのスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、整理をしたいんですが、私ども、うきは久留米環境施設組合が行っているRDF処理施設については、時間軸として、この福岡県が当初から言った夢の処理施設であるという、この目標達成というところを、2つに分ける必要があると思います。1つは、大牟田リサイクル発電の発電事業をどうするかと。そしてもう一つは、それ以降どうするかというふうに、2つ大きくくくる必要があるんじゃないかと思います。

そうしますと、前段の大牟田リサイクル発電事業からの撤退、これが今、新聞記事——前段部分が新聞記事に載っているわけではありますが、これは、先ほどから答弁させていただきますように、34年度末には、稼働してから20年が経過することになりまして、大幅な最低でも50億円を必要とするメンテナンス、修繕が必要であると。これに耐えられるかというのが大きな課題であります。

当然、そのまま延長すれば、処理単価を大幅に、今、2万8,000というふうな数字も出ていますけれども、大幅な処理委託費を出してまでも我々がやれるかと、そういうことが問われている中で、ほかにも種々大きな課題が重なって、やはりトータル的に考えて、大牟田リサイクル発電事業のその後の継続は、困難だというのが一つであります。

そしてもう一つは、次、じゃあ大牟田リサイクル発電事業が困難ならば、そのほかに、このうきは、久留米がつくっているRDFをどういうふう処理するかという次の問題が残っておりまして、それに関しては、福岡県もしっかり、うきは久留米環境施設組合初め、5組合もしっかり協議して、受け入れ先について一緒に探していくとこういうことになっておりますので、そういうふうに分けて考えて、この新聞記事の撤退については、前段部分を撤退するということをおっしゃっていることを御承知いただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる20年で、まさかこの発電事業を中止するとは、夢にも思っていなかったんですよ。

実は、前の田主丸の秋成につくりました焼却施設が、59年完成ですよ。この施設が19億1,639万4,000円を投じて、あの3町の焼却施設をつくったわけですよ。それが、わずか20年でもう取り壊しをしなきゃならんということですよ。

今度はまた同じですよ。今のRDFの施設は、43億5,000万かけてつくった施設ですよ。それをもし続けられりゃ幸いですが、続けられないということになりますと、いわゆる43億円というものが20年で吹っ飛んでしまうわけです。それは、いわゆる市民の税金にかかってくるわけですよ。そこで、この発電施設の耐用年数は、法的に何年でしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、私どもの施設であります、うきは久留米環境施設組合が有しているRDFの処理施設については、今、非常に地元の皆さんの御協力のもとに稼働させていただいておりまして、平成16年稼働時から、一つもトラブルを生じることなく運用させていただいておりまして、職員以下、丁寧にこの施設を使っていることもあって、今の専門家では、30年はもつであろうとこのように言われております。私どもとしては、できるだけこのRDF施設については、30年を頭に置きながら、丁寧に丁寧に長く使っていきたくとこのように思っております。

一方、大牟田リサイクル発電は、うきはのRDF施設とは違って、焼却施設なもので、非常に耐用年数がやはり短くなっていくということでもあります。法的に耐用年数は何年かということではありますが、大変申しわけないんですが、今、お手元にはちょっと資料を持ち合わせていませんので、またその辺については、しっかり調べたいとこのように思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、発電事業に携わったわけではないわけですね。いわゆる我々は、発電事業ではなくて、県が推奨するRDF燃料の作製をして、そして発電所に供給するという契約だったんですよ。それを大牟田の発電所は、開始早々に9回も事故を起こしているでしょう。その事故の損害までRDFを搬入している組合に押しつけているわけですよ。12億円という損害金ですね。

そして、そればかりではなくて、再度の規制が強化されたということで、いわゆる5億円の支出増、さらにその他ということで4億円、つまり21億円を、自分たちのやり方が悪いのに、こういうRDFの燃料を搬入している組合に押しつけているというのが実態であるわけですよ。

したがって、まだ耐用年数も終わっていないと思いますよ。耐用年数は、先ほど浮羽郡の施設を30年ということですが、これは、しっかりこれを調べてくださいよ。耐用年数がまだ残っているのに、もう発電事業を中止する、いわゆる金がかかるから。じゃあ最初からこの発電所の計画そのものがずさんだったということですよ。その責任はどうなるわけですか。

いわゆる売電収入が、先ほど質問をやりましたように、RDFの搬入量が確保できなかった。これ当初計画でもRDFは、いわゆる契約締結時の事業計画、RDFの搬入量は119万1,360トンということだったんですよ。1日に326.4トンですね。途中で見直したでしょ

う。17年10月にですね。事業計画の見直し修正をやりまして、RDFの搬入量を110万6,114トンに減らしたわけですよ。つまり1日に300トン。これだったら恐らく搬入できるだろうということだったんですが、その当時の搬入量は、1日に243トンなんですよ。

つまり新しいですよ。RDFを製造する施設をつくらなかったわけでしょう。で、1案と2案とあってですよ。将来は、いわゆる福岡、熊本の72市町村が参加するであろうという予想を立てとったわけです。それが全く開業のまま、いわゆるふえなかったんですよ。

したがって、RDFは搬入ができない。そして事故が起こるものですから売電できない。その売電の損害までとっておきながら、今度は、金がかかりますからもうこれでやめます。じゃあ我々は何のために、43億もかけてあの施設をつくったかということなんですよ。

市民が聞いたらびっくりしますよ。まして、福岡県知事が仲裁して、そして発電事業がおくれたわけですよ。自分たちが早く仲裁、つまり中島畑に決定すれば、あそこに2町歩の用地を購入しとったんですから、それから改めて用地を探して、そして水田でありますから農業委員会の許可が要ります。そういうことでどんどんおくられている。

その後、搬入ができなかったということで、平成14年度が、RDF処理費相当額で1,346万5,003円、売電収入減少額は1,188万3,957円、14年度だけですよ、これは。14年度にオープンしましたから、わずか4カ月後にその損害金ですよ。合わせて2,534万8,960円。

さらに15年、1年間が全くですね。施設ができていないからRDFは搬入できるはずがないわけです。それにもかかわらず、RDFの処理相当額が3,522万2,254円、売電収入減6,709万1,138円、25年度だけで1億231万3,392円の損害金を払ったわけですよ。

さらに16年、実際にあのRDFが完成したのは、16年の8月末ですから、9月からはRDFが大牟田に搬入できましたが、これが15年度の割合で計算しますと、4,259万3,075円ですから、ずっと合わせますと、1億7,025万5,427円の損害金を払わされたんですよ。

そして、今度は向こうが勝手にやめるって、全くいわゆる補償もない。そんな状況では、これは後が困るだろうと思いますよ。これについてどのように考えられているのか。そういう違約金まで払わされてつくったRDFの施設ですから、続けてもらわなきゃ困るわけですよ。

今、高木市長は、別なところということですが、じゃあ搬入の受け入れ先は何カ所あるわけですか、県内にですよ。大牟田で先ほど距離が77キロということですが、距離だけでは言えないということですが、もちろん2,870円ですね、こういう委託、送料がかかっていることですが、では、どこまで行ってこのRDFを搬入するつもりですか。そういう構想がありましたら、

お願いしたいと思います。

現在、福岡県内にRDFを焼却している施設を何カ所あるのか。どこが有力なのか。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、大きく3点、御質問をいただきました。

まず1点目は、先ほどから答弁させていただいていますように、今まで福岡県、あるいは電源開発の経営者責任として、非常に重たいものが私はあると思っていますが、その代表格は、やはりRDFの供給量の計画が非常にずさんであったということと、焼却灰の計画も非常に甘かったと。これが結果としてRDFの処理委託費を上げていると、こういう認識を持っております。

一方、大牟田リサイクル発電の事業そのものの、耐用年数はまたきちっと、法的な話はまた御説明させていただきますが、これは一般的に言われているんですが、焼却施設は、もともと耐用年数は短いんです。20年ということが言われておりますし、私どもも火葬場の建設とかいろいろやってきているんですが、どうしても焼却施設というのは、非常に耐用年数が厳しいということであります。

それと、もう一つ御理解いただきたいのは、全て20年でもう使えないというのではなくて、さらに安全で使っていくためには、最低でも50億円のメンテナンス、大型修繕費が必要であるということは御理解いただきたいと思います。全部つぶすということではなくて、最低でも50億円もかかると。結局そこをそのままのままでしまえば、全ての5組合の処理委託費の単価にはね返ってくるわけですから、私どもとしては、もっともっと有意義な方策があるんじゃないかということで、何も大牟田リサイクル発電だけに求めるのではなくて、他の用途に求めていきたい。それをまた福岡県にもしっかり引き寄せて、福岡県も主体として、新たな搬入先、これを求めていきたいとこういうふうに思っているところであります。

2点目の違約金は、御指摘のとおりなんですけど、一つだけ修正させていただきますと、平成16年度の損害金額は、正しくは2,309万4,004円でありますので、合計しますと、1億5,075万6,356円が違約金として支払っていると、こういうふうに承知をしているところであります。

そういうことで、3点目で、じゃあ福岡県内に具体的にRDFの処理先があるかという御質問であります。これにつきましては、今後、なかなか県内にはそういう有力な箇所はないというふうに認識をしておりますが、これらにつきましては、もっともっとゼロベースから、しっかり福岡県を引き込んで、できるだけ近距離で受け入れ先がないか、しっかり見定めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる全国に先駆けて、福岡県で一番最初に、その大牟田リサイクル発電所がオープンしたわけですね。これは2002年ということですが、全国で初めて稼働。その後、全国で4カ所できたということですが、その4カ所が、三重と石川と広島、3県にできていると。ところが、三重と石川はもうやめるといことですよ。2カ所やめる。後は広島が残るだけなんですね、こういう発電事業というのはですよ。

そこで、福岡県でも、RDFをつくったのは、一番早くは苅田町にエコプラント、これは株式会社ですね。平成10年11月に完成してありますが、42トンのRDFの作製なんですよ。それから築上町が平成12年3月ですが、これは25トン、まあ小さな町ですからですね。それから3番目に14年8月に、今、大牟田にRDFが搬入してありますふくおか県央環境施設組合というのが、14年8月に54トンです。

それから、若宮市ほか2町のじんかい処理施設組合が平成14年9月に66トンです。そして、大牟田が14年11月、大牟田は地元ですけど。須恵町外二ヶ町清掃組合が14年12月、59トンということ完成してあります。だから、これまでは間に合ったわけ。大牟田に持っていくので。14年の12月に完成だからです。うきはだけが平成16年8月完成ですが、61トンの1炉ということであるわけなんです。

ここに、全国の、いわゆるRDFの施設あるいは福岡県内の施設が出てありますが、全部でこの焼却施設が39施設あるわけです。その中で、いわゆるRDFは、今申し上げた5つしかつくってないんです。もし、苅田がセメントの原料ということを持っていくにしても、この7つの組合がみんな持っていったら、果たして受け入れができるかどうかということ。まして、うきはから苅田町ということになりますと、距離は、いわゆる英彦山越えやりゃ、少ししか大牟田と変わらないかもわかりませんが、コストは高くなるわけです。

そのようになりますと、当然これは、ごみ収集料金に転嫁せざるを得ないということになってきますが、そういう状況でありますから、とにかく探すということですが、どこをめどに探すわけですか。いわゆる施設の組合長であります市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まさに重要なことありますので、組合長としてしっかり新たな供給先を探し、しっかり確保していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） もし搬入ができないということになりますと、当然ごみ焼却施設そのものをつくりかえなきゃならんということになるわけ。今の施設が平成15年3月25日に発注して、完成が16年8月ですから、1年じゃできてないんです、あの施設は。

だから、外観は使えるかもわかりませんが、中を全部やりかえなきゃならんということにな

りますと、やはり相当の時間が要するということになりますから、これらについては早く、いわゆる5組合じゃなくて4組合、大牟田荒尾は当然自分とこの施設ですから、いわゆる5組合で検討していただいて、県の方針をはっきり打ち出していきたい。無条件受諾ではどうにもならないということになりますから、お願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

第2点は、これは、うきは市ルネッサンス戦略の地域活性化のKPI検証について、県下で一番乗りをしました総合戦略、これを作成した高木市長に質問をさせていただきます。

政府は、市制施行となるべき要件を、平成の大合併を推進するために3万以上に緩和しました。これは、本当は4万だったですね。平成の大合併というのは、平成6年から10年計画で法律が時限立法でつくられたわけです。平成6年に時限立法ができたときは、いわゆる本当は市制を名乗るためには5万人でなければならないけれども、4万人でよろしいですよということが、平成6年の大合併の推進法であったわけなんです。

それでも、一向に合併が進まないもんですから、これは、2010年——平成12年に、人口3万人以上だったら市になりますよということの特例をやったもんですから、この特例を適用して、人口3万4,101人のうきは市が誕生しましたが、その後、少子高齢化の時代を迎え、全国的に年々人口が減少する傾向となり、これを抑止するために、県の主導によるまち・ひと・しごと創生の総合戦略の策定を全国の地方公共団体に要請したわけであります。

これを受けて、うきは市ルネッサンス戦略が策定されましたが、戦略策定の目的は持続可能な地域形成に必要な人口の維持を図ることで、その計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間であります。残り3カ月で、早くも2年間が経過しますが、来年度は総合戦略の中間年度を迎えます。ちょうど真ん中になるわけです。

うきは市では、以前と変わらず人口減少が続く、昨年に実施されました国勢調査の確定人口は2万9,509人となり、市制人口要件の3万人を割ってしまったわけであります。ところが、人口が幾ら3万人を割っても、もとの町には返れないということですから、このまもうきは市を続けなければならないわけなんです。

したがって、総合戦略を達成するためには、目標に対しての効果がどのように発揮されたのかを検証する必要がありますが、既に久留米市では、その成果及び検証の結果を新聞に公表されました。

うきは市では、うきは市ルネッサンス戦略の成果及び検証の結果はどうなっているのか、次の点について質問をいたします。

地域の活性化は、雇用創出にかかわる地域の産業経済が重要な指標となりますが、県内60市町村の中では48番目ということです。このルネッサンス戦略に載ってるのは48番目。1番目が久山町ですか。そして、うきはは下から数えたほうが早いくらい、48番目ということが掲載

されてあります。そこで、その後、どうこれが改善されたのかどうか。これを作成したときは48番目ですけど、どのように改善されたのか。

それから、2番目に、うきは市の雇用創出、製造、小売・卸業、農業等の就業者数、あるいは課税所得等の地域産業経済等はどのように変化がなされてあるかどうかと。

3番目に、施策の実現を図るためには検討体制の充実が必要であります。戦略作成当時のスタッフから2年が経過しました。新しい体制はどうなっているのか。

この戦略の中に、いわゆるそういうスタッフが載っておりますけど、この中には、もう既に退職した人の名前も書いてあるわけなんです。したがって、新しいスタッフが選任されてありますと思いますので、うきは市ルネッサンス戦略本部の検討体制、それから、検討部会のそのスタッフはどのように構成されてあるのか、お願いしたいと思います。

それから、4番目に、戦略に係るKPI検証は、年目標の設定の場合は、年次の実績値等に基づいて評価を行うと決められてありますが、検証結果はどうなっているのかと。

さらに、5番目であります。合併以来、広報うきはに、うきは市の人口枠が設けてありましたけれども、市民が一番関心のある人口動態枠を今では削除されてありますが、どういう理由によってこれを削除してあるのか、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市ルネッサンス戦略の地域活性化のKPI検証について、大きく5点の質問をいただきました。

1点が、地域経済指標の改善についての御質問であります。議員御指摘の経済指標は、内閣府が発表しているもので、工業統計や商業統計などの8つの経済指標を1本に集約して算出されており、ここで言う市町村別経済指標とは、事業所数や従業者数の活動主体、あるいは財政力指数や納税義務者1人当たりの課税対象所得、第1次、第2次、第3次産業の生産・支出の各要素を集約し算出されるものであると、このように認識をしております。

県下60市町村中48番目というのは、2000年と2010年の経済指標に基づき出されたものありますが、これ以降新たな指標は発表されておりませんので、2010年以降の動向につきましては、直接比較はできない状況であります。

ただし、まち・ひと・しごと創生本部が公表しているRESAS（リーサス）によりますと、うきは市における従業者数が最も多い製造業におきましては、2014年時点の製造品出荷額は、2010年から2013年における金額に比べ増加傾向を示しております。ことしは3月に、三春工業団地内にROKI福岡が創業開始しており、地域経済の活性化に向け明るい材料になりました。今後も、三春工業団地内の未売却地への企業誘致につきましては積極的に対応を図ってまいります。

さらに、現在福岡県が進めている久留米・うきは新産業団地への企業誘致に向け、福岡県及び久留米市と連携し、企業立地セミナーの開催やトップセールスによる誘致活動を行いながら、地域経済の活性化に努めてまいります。

2点目が、雇用を初めとする地域経済状況についての御質問であります。国や地域の産業や経済動向を図る調査として、総務省や経済産業省が実施しています経済センサスや工業統計調査、商業統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査等が実施されております。また、これらの調査は、多くが5年間隔で実施されており、調査結果が発表されるまで、調査終了から2年から3年かかっているのが実情でございます。

また、調査対象者も調査によっては任意抽出で、一部の地域を対象に行う調査もありますので、直近の本市の地域経済状況について明確にお示しすることが難しいことであることを御理解いただきたいと思っております。

ただ、御質問の中の課税所得及び農業就業者につきましては、税務課及び農林振興課のほうで把握しておりますので、その2点について回答させていただきます。

まず、課税所得について、毎年税務課が作成している市町村課税状況等の調べをもとに申し上げます。

なお、比較のため、ルネッサンス戦略実施前の平成26年度と実施後の平成28年度の課税対象額を、所得の種類別に納税義務者1人当たりの平均所得額を比較して申し上げます。

税務課が課税対象として分類しているのは、給与所得者、営業所得者、農業所得者、その他の所得者——これは主に年金所得者であります。それから、短期、長期譲渡所得者でございますが、この短期、長期譲渡所得を除く所得について申し上げます。

まず、給与所得は、平成26年度の1人平均が215万6,000円でした。平成28年度が221万6,000円ありますので6万円伸びております。

次に、営業所得は、平成26年度が1人平均で205万5,000円ありましたが、平成28年度が208万8,000円で3万3,000円伸びております。

そして、農業所得については、平成26年度が1人平均177万2,000円であったのが、平成28年度が210万7,000円で33万5,000円伸びております。その他の所得、主に年金所得については、平成26年度が107万1,000円であったのに対して、平成28年度が105万4,000円で、これは、逆に1万7,000円減少している状況でございます。合計として、平成26年度が1人当たりの平均所得が199万3,000円であったのが、平成28年度が205万2,000円で5万9,000円の伸びとなっております。

その他の所得を除く給与、営業、そして農業所得ともにわずかに上昇しておりますが、それが地方創生の効果かどうかは、もう少し時間をかけて検証する必要があると思うところでござい

す。

次に、農業就農者についてですが、農林振興課で農林水産省の基準に基づいて、新規就農者に給付している青年就農者給付金の新規給付者数の年度ごとの推移は、平成26年度が5名、平成27年度が5名、平成28年度が5名の状況となっております。

3点目の御質問で、地方創生に係るスタッフ体制についての御質問をいただきました。

地方創生に対する体制につきましては、企画財政課企画調整係が交付金等の申請を担当する主管担当係となっております。執行体制としては、市長をトップとして管理職で構成するルネッサンス戦略本部で情報を共有しながら、各課で地方創生予算として計上した事業を実施している状況であります。

また、各事業の推進や新規事業等を調整する組織として調整会議を設置しております。調整会議は、副市長をトップに市長公室長、企画財政課長、うきはブランド推進課参事、住環境建設課参事、財政係長、企画調整係長で構成をしております。

このように、ルネッサンス戦略の執行体制は、従来の組織体制の中で横断的な対応を図っており、今後も横連携を密にしながら、実効的な事業の推進に当たりたいと考えております。

4点目が、K P I の検証結果についての御質問であります。K P I の検証については、学識経験者、地域経済団体、金融機関、地域活動グループや子育て世代の市民、福祉関係者、労働団体、報道機関、行政等、いわゆる産学官金労言で組織されたうきは市ルネッサンス戦略推進協議会で検証をしていただくこととしております。原則として、年に1回以上開催し、その年度中に実施した地方創生事業について、設定したK P I と実績について報告し、意見をいただくこととしております。

地方創生のスタートの年である平成27年度は、K P I 検証のための協議会をことしの3月30日に開催し、平成27年度の地方創生先行型交付金に係る事業について報告をし、検証を行ったところであります。

各事業のK P I につきましては、基礎交付分で実施した創業支援事業においては、相談、指導件数、セミナーやコンテストの実施回数、農業生産法人活動支援事業においては、新規就農相談件数、新規就農者数、現存する歴史的遺産を生かした観光振興事業においては、古墳関係者の見学者、ツアー数、古墳群の実態調査の回数、また、上乗せ交付分で実施しました新規就農モデル経営総合支援事業におきましては、新規就農研修生数、セミナー参加者数、新規就農相談件数を設定しておりますが、いずれも目標を達成している状況であります。

また、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分で実施しました地理的環境分析に基づく農業等の戦略ブランド化プロジェクト、つまり「うきはテロワール」につきましては、調査の結果を平成28年度以降に発信していく性格のものであったことから、平成27年度では評価を行わず、平

成28年度以降で評価をすることといたしました。

以上、KPIの評価の事例について申し上げましたが、今後もこうした方法により、KPIに対する研修を行いながら、PDCAサイクルに基づく実効的な事業推進に結びつけてまいりたい所存であります。

5点目が、広報うきはの人口動態枠の削除についての御質問であります。ことしの5月1日号まで、広報うきはの行事カレンダーと読んでおりますページの中で、うきは市の人口というコーナーを設けて、人口、世帯数、出生、死亡、転出の数を表形式で掲載をしておりました。この情報につきましては、ことしの6月1日号から12月1日号までは、暮らしの情報のページの中で、表記方法を変更の上、以前と同様の内容で掲載を行ってきております。したがって、掲載を取りやめたものではございません。

この表記方法の変更につきましては、行事カレンダーと暮らしの情報のページについてのレイアウト変更を行った際に、表形式での表記から数字による表記にしたものであります。

今後は、情報をよりわかりやすくお伝えしていく観点から、1月1日号より、従来どおりの表形式での掲載を予定しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 長々と答弁いただきました。我々は、いわゆる産業構造については全く知る由がないわけです。

したがって、県が出してあります市町村要覧というのがありますから、これで調べていきますと、例えば合併した年度の平成17年度の市町村要覧では、就業者数が1万7,097人と出てあります。内訳を申し上げますと、第1次産業が3,001人、第2次産業が5,310人、第3次産業が8,740人ということで、合計の就業者数1万7,097人、これが5年後の平成22年度、就業者数が1万6,403人と、合併したときから694人減っているわけなんです。

さらに、平成27年度、これは国勢調査の年でもあります。就業者数が1万5,530人ですから、いわゆる22年度に比べますと873人の減少ということであるわけ。就業者数が減ることになりますと、当然所得も向上しないということになるわけです。

したがって、製造業も同じです。製造業、これは17年度が1,865人であったのが、27年度は1,528人ということですから、337人製造業が減っているわけです。その事業所数ですが、17年度が94の事業所があったのが、平成27年度は60ということで、やっぱりかなり減っているわけなんです。

それだけうきはの財政力は弱くなってきているということに結びつきますが、これについては、いわゆるまだ国のほうから正式な数字がないから、何番目になっているかわからないということでもありますけれども、以前は48位、このルネッサンス戦略をつくるときは県下60の中で

48ということですから、かなり下から数えたほうが早いくらいだったんですから、これがわかりましたら、ひとつ早急に議会にも報告をしていただきますようお願いしたいんですがいかがでしょう。答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、経済指標をしっかりと把握しながら地方創生を進めていくというのは本当に重要なことだと思っております。我々も、いろいろ、例えば経済指標の中で、国内総生産（GDP）があるんですが、それをRESASを活用して、うきは市版GDPも算出をしております、いろんな課題が浮かび上がっているんですが、こういう指標もしっかり整理をしておりますので、ぜひ、また議会の議員の皆さんにもお示しして、いろんなアドバイスをいただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、平成28年度の人口動態も調べてみたんです。ところが、28年度から、広報うきはに載ってありました枠がないんです。いわゆる暮らし情報というところには載っているけれども、以前は枠であったけれども、この枠がないもんですから、いわゆる広報うきはの中から、記事の中から人口調べていったんですが、11月末現在、3万600人に減っているわけです。27年度から比べますと223名の減少ということであるわけで、これ、11月末現在ですから。

それから、社会増減数であります、転出が、うきはからほかに出ていったのが、11月末現在で612です。それから、うきはに入ってきたのが498ですから、ここから社会減になるわけ。それから、自然増加ですが、出生が148です、11月までで。それから、死亡が257ですから、ここでも自然減ということになってるわけ。社会も減、自然も減ということですから、やはり相変わらず人口が減少を続けてるということ。

あと4カ月ほどありますけど、一番多いのは、3月になりますとがとと転出等が上がってきますもんですから、恐らくこの28年も人口は一向にふえてないということになるんだろうと思いますが、これについては、ルネッサンス戦略を設けながら、一向に効果が上がってないということの裏づけと思いますが、これに対する見解を答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 広報うきはの掲示については、先ほどから答弁させていただきましたように、今まで表形式の表示でしたからわかりやすかったんですが、こうやって数字表記になって、なかなか見づらいというか、気づかないというところがあるかと思っておりますので、しっかりここは改善をさせていただきたいと、このように思います。

それから、人口等動態について、社会増減あるいは自然増減の観点で御指摘をいただきました。

あわせて、昨年実施された国勢調査の確定値が出て、3万を切るという事態を招きました。これは、しっかり重く受けとめておりますし、毎月毎月の死亡状況、あるいは出生状況、転出状況、転入状況をしっかり把握をさせていただいてるんですけれども、1つだけ明るい光といえば、出生数が少しであります、若干ふえてきてるといのは、ありがたい話ではないかなと、こう思っています。

うきは市も、高齢化率が31.4%になりまして、やっぱりどうしても高齢化率が上がってきますと、やっぱりどうしても自然減のほうが数字を伸ばすという現象にはありますので、できるだけ自然増、あらたな子供さん、赤ちゃんが生まれるような、そういう子育て施策にしっかり力をいれていきたいなど、こう思っております。

それからもう一つ、社会動態でいきますと、相変わらず転出が多くて、特に若い20代、30代が、RESASによりますと、福岡、久留米に職を求めて出てるという実態がありますので、そういう面では企業誘致であったり創業支援、企業支援に力を入れて、できるだけ多くの皆さんがこの地でとどまって、誇りを持って暮らしていけるような、そういうまちづくりを地方創生の視点でやっていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 時間がありませんから、ルネッサンスの戦略、KPIをやっているということでございますので、ほぼ目標が達成できた、この表を提出をお願いしたいと思います。

それから、これは、合併前の広報うきはの広報誌でありましたが、合併前ですから、これは浮羽町であります、このように町の動きということで、きちっと枠がとってあったんです。吉井も同じように、町の動きということで出してありましたから、こういう枠を以前は設けておったのに、削除してありますから、これについての理由をお尋ねしておりましたけれども、何かもとに戻すということですから、ひとつ、一日も早くそのように体制をとっていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、三園三三郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時17分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。私は、4項目について質問させていただきます。

それでは、質問させていただきますが、1番目、うきは祭りについて。

うきは祭り実行委員会規約の中に、実行委員会は、市内の各種団体等の連携・協力により、地域の連帯と地域の活性化を図るためのイベントを開催し、うきは市の豊かな自然と、素朴で温かい人情、豊かな農作物をより多くの市内外から訪れる人々に知ってもらうため、うきは祭りの円滑な実施と効率的な運営を図ることを目的とするとうたわれています。

また、第2次うきは市総合計画の中にも、豊かな自然を基礎として、これまで先達が築き上げてきた魅力ある郷土を守り続け、さらに魅力あるものにしながら、後世に受け継いでいくと、責務を基本としてとあるが、そこで質問。

（1）現在のうきは祭りのあり方について、どのように思っているのか。

（2）うきは祭り実行委員会規約や第2次うきは市総合計画の目的からすれば、場所及び運営内容等は、主催者ファーストでなく、来場者ファーストで考えるべきと思うがどうか。

以上、2点について伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは祭りについて大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、現在のうきは祭りのあり方についての御質問であります。うきは祭りにつきましては、うきは市をPRする一大イベントとして毎年実施してきております。

平成26年度からは、うきはアリーナにメイン会場を移し、食と農と健康祭りとあわせて開催をしており、従来の祭りに産業祭りの要素も加え、うきは市の魅力をまるごと発信しているところであります。

開催に当たりましては、うきは祭り実行委員会を立ち上げ、各種団体からの選出と公募により企画委員会を設け、市外に向けたうきはの魅力発信する祭りや、市民に改めて地元のよさに気づいて、誇りを持ってもらえるような祭りを目指して、企画を練り上げてきています。

これからも、うきは市最大のイベントとして、うきは市の魅力を発信していきたいと考えております。

2点目が、うきは祭りの開催場所、運営方法等は、来場者ファーストで考えるべきではないかという御指摘でございますが、今、申し上げましたとおり、うきは祭りは、うきは市の特徴、魅力を発信していくイベントとして実施してきております。

場所も含め、企画や当日運営については、各種団体の代表等で構成されるうきは祭り実行委員会を立ち上げ、さらに企画委員会を設け、検討を重ねてきております。

その中では、もちろん来場者ファーストの考えでやっておりますし、子供さんからお年寄りま

で楽しんでもらえるよう、ステージやイベントブースの充実を図っているところであります。

また、会場ですが、体育館を利用することで、天候に左右されることなく、ステージイベント等の運営が可能となることで、うきはアリーナは最適の開催場所であると考えております。

駐車場につきましては、近隣の施設や福岡国道事務所等に協力をいただき、最大限の確保を行ってきております。

うきは市には、魅力がまだまだたくさんあります。その魅力を、これからも祭りを通して多くの人に発信してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目、うきは祭り実行委員会の規約の中に、組織第4条、実行委員会は、実行委員会の目的に賛同する各種団体等の関係者をもって組織するとあるが、企画部員推選依頼団体者の中には、市民協働推進課コミュニティー支援係が参加しているのに、実行委員会には自治協議会が入っていないのはなぜか。

2点目、企画委員会の第8条、実行委員会は、円滑に事業計画を作成し、事業実施するため、調整機関として企画委員会を置くとあるが、事業を実施するための調整機関としてある企画委員会の運営はどうなっているのか。

3点目、会計第10条、実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てるとあるが、その他の収入とは何か。

以上、3点伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課の田籠でございます。

まず、うきは祭り実行委員会に自治協のほうから入っていないということでございますが、うきは祭り実行委員会につきましては、花火大会の実行委員会と同じような組み合わせでやっている部分がございます、その中で、実行委員会のほうには自治協のほうが入っていないような状況になっております。

ただし、区長会の会長のほうには、実行委員会のほうに入っていていただいておりますので、ある程度市民の代表ということで入っていただいております。

あと、企画のほうでございますけど、企画部会につきましては、ことしも3つの自治協のほうから出店いただきましたので、そこを所管しますコミュニティー支援係のほうに出ていってもらっているような状況でございます。

それと、実行委員会規約の8条の企画の委員会でございますけど、主に関係する団体のほうから1名、企画部員として出していただいております。

それとあと、企画部会の会長のほうが推薦する委員のほうに、お声かけ等させていただいております。

ことしにつきましては、公募しておりますけど、応募のほうがなかったような状況でございました。

3点目でございます。その他の財源でございますけど、そちらにつきましては、うきは祭りに出店していただく分について、ブースの使用料とか電気料とかをいただいておりますので、そういう部分を充てさせていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 次に、開催場所について、どういうことを考慮して場所の選定したかということを知りました、先ほど言いましたけど、再度お聞きしたいわけでございます。

うきは祭り実行委員会の規約の中の目的を考えた上で決めたのか。私には、主催者ファーストで決めたように思えるがいかがか。

アリーナの利用者の方が、2日間休むことに対して理解してもらっているのか。

以上、伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、3年前というか、ことしで3回目になるんですけども、メイン会場をアリーナのほうに移しております。

その理由としては、大きな理由としては、天候に左右されることなくやれるということが、一番の要素であります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 恐らくそういう答えが返ってくるだろうと思いました。

私も、耳納の市に携わった者として一言言わせていただくと、1年目は田主丸の緑化センター、2年目は吉井町の白壁ホール周辺、3年目は浮羽町の合所ダムを実施しました。浮羽町の合所ダムのときは、姫治中学校の跡地で、後に合所ダムの湖底になるところでした。当日は、運悪く雨が降り、水たまりがあちこちでき、皆、総がかりで手に手に雑巾を持ち、水取りに大変でしたが、後で口々に、大変だったがよい思い出になったと言ってもらい、心強かった思い出があります。そういうこともありますので、天候のことは余り考えなくてもよいのではないかと思います。

次に、うきは市地域計画と協働のまちづくりについて。

それでは、うきは市自治組織条例施行規則、趣旨第1条に、最後のほうになりますけど、コミ

ユニティセンターの管理運営及び各自治組織の運営に必要な事項を定めるものとするとうたわれ、地域計画の策定のことは第11条でうたわれており、そこで、市では平成26年に各地区自治協議会ごとに地域計画を策定し、今回、この地域計画が冊子として発行された。

第2次うきは市総合計画第4章、うきは市協働まちづくり基本条例に基づき、取り組みを進めていますが、市民アンケートの調査結果では、この自治組織への認知度は約43%、協働のまちづくり基本条例への認知度は約25%、それぞれとどまっております。

よって、今後、市民に対する周知や取り組みの内容の充実に努め、積極的に推進することが重要とあるが、そこで（1）行政の地域計画に対する役割はどのようなことか。

（2）自治協議会のさらなる充実と発展に向けて、どのように推進するのか。

次に、基本構想、総合計画第2章、10年後のうきは市の中に、協働のまちづくりは、市民と行政とがお互いの役割を分担しながら連携・協力していくものであり、市民一人一人が市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加し、計画等への市民の意見が反映できるよう仕組みづくりを推進しますとあるが、（3）市民への啓発や意見反映等はどのようにしているのか。

（4）第2次うきは市総合計画で、地域福祉の分野では、社会福祉協議会の役割が明記されているが、協働のまちづくり指針では余り触れられていない。その位置づけとして、協働のまちづくりでの中間支援を行うことを明快に示すべきだとおもうがどうか。

次に、地域を眺めると、少子高齢化、高齢者の増加、集落の小規模化は深刻な問題となっている。うきは市では、社会福祉協議会の活動を推進し、その活動支援や助成をしてきている。

自治協議会にふれあいセンター福祉部の組織は引き継がれており、将来、自治協議会の活動の中で、福祉分野はいやおうなく大部分を占めるのではないかと思う。社会福祉協議会を中間支援機関として活用して、さまざまな専門機関と連携していくことが効果的であると思うがどうか。

そこで、（5）自治協議会の支援に当たって、社会福祉協議会への期待はどのように整理されているのか。

以上、5点を伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市地域計画と協働のまちづくりについて、5点の御質問をいただきました。

まず1点目の、行政の地域計画に対する役割についての御質問であります。平成26年度から自治協議会制度がスタートし、平成27年度にうきは市自治組織条例施行規則に基づいて、地域計画を策定しましたが、同施行規則に掲げてますとおり、地域計画は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をまとめた計画であると認識をしております。

その地域計画に対する行政としての役割についてであります。うきは市自治組織条例にも、活動支援と財政的支援がうたわれており、各自治協議会が策定した地域計画の達成に向けて必要な支援を行っていくことが求められていると考えております。

2点目が、自治協議会のさらなる充実と発展に向けた推進方策についての御質問であります。自治協議会が発足して3年目を迎えております。

この間、各自治協議会では、それぞれの協議会の運営方法や組織づくりを確立させてまいりましたし、将来の地域の方向性を取りまとめた地域計画を策定してまいりました。

したがって、地域計画に挙げられた地域固有の課題の解決や目標の達成に向けて一緒に考え、必要な点については所管が連携しながら支援していきたいと考えております。

特に今年度は、区長委嘱廃止に向けた対応として、組織の見直しが、三、四自治協議会でなされ、区長とともに地域づくりを行う体制が整いつつあります。

このような状況の中、今後、それぞれの立場の方の御理解と御協力を得ながら、地域計画の具現化を目指していくことが、自治協議会の発展につながるものと考えております。

3点目が、協働のまちづくり推進に係る市民の啓発や意見反映についての御質問であります。市民の皆様に対する啓発は、リーフレットの全戸配付や広報うきはにより周知を行っておりますし、各自治協議会からもそれぞれに自治協だより等が発行されているところであります。

今後とも、市といたしましては、協働の視点からまちづくりを行っている自治協議会の活動を積極的に周知を図っていききたいと考えております。

また、新年度から、これまで以上に区長が自治協議会の活動に携わることになると思いますので、市民の身近な存在である区長から、市民の意見・要望を吸い上げていただき、そのことが自治協議会活動に反映されるよう対応を図ってまいります。

4点目が、協働のまちづくり推進指針における社会福祉協議会の位置づけについての御質問であります。協働のまちづくり推進指針では、自治協議会の事業と構成団体のところで、社会福祉協議会について触れさせていただいているところであります。

自治協議会が取り組むべき、社会福祉事業において、社会福祉協議会は重要な役割を担っていると思っております。

5点目が、自治協議会支援に当たっての、社会福祉協議会への期待についての御質問であります。自治協議会が行う活動の中で、地域福祉が占めるウエートが大きいことは言うまでもありません。

これまで、地区ごとに違いはあるものの、自治協議会の組織としての福祉部とうきは市社会福祉協議会が設置主体のふれあいセンターが併存しておりましたが、平成27年度において、市とうきは市社会福祉協議会が協議した結果、新年度から福祉部に一本化することとなっております。

うきは市社会福祉協議会には、この一本化された福祉部において、その専門的な知識に基づいて指導助言をお願いしたいと思っていますし、大きな期待をしているところでもあります。

ただし、福祉に関しても地域ごとに違いがありますので、行政としましては各自治協議会並びにうきは市社会福祉協議会と連携をとりながら、各自治協議会の実情に即した地域福祉の推進について、サポートしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 再質問をさせていただきます。6点ほど。

1点目、地域計画の対応について、ただ配布のみなのか。具体的な説明等、対応のほうはどうなっているのか。また、今後の地域住民とのかかわりは。

2点目、市民が主役の協働のまちづくり推進とのかかわりは、どのようにしているのか。

以上、2点を伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課の瀧内でございます。

ただいま、再質問でいただきました地域計画を単に市民の方に配布するのみで、その後の対応はということの御質問でございますが、リーフレットということで、市民の方には全戸配付をしております。さらに自治協のほうにも、冊子としてお配りをしてるところですが、具体的なそれぞれの中身の説明については、それぞれ自治協のほうでも機会を捉えていただいておりますし、我々市としても、機会があれば各地区のほうへ出ていって、説明をすることについては、何ら否定しているものではございません。

今後も、この地域計画の中身については、十分市民の方に周知をしていきたい、そのように考えております。

それから、2点目の市民主役の協働のまちづくりとのかかわりということでございますが、これにつきましても、もちろん市民の方々に自治協の活動をまず御理解いただく。そして、地域計画、それぞれの地区で策定をされております地域計画の中身について、それぞれの地区ごとにやはり周知をしていくことが、まずもって大事だろうというふうに考えております。そして、その周知をした上で、いろんな意見を吸い上げていきたい、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 次に、3点目、うきは市の福祉まちづくりと協働のまちづくりに果たす社会福祉協議会の役割について、市長としての見解を伺う。

4点目、社会福祉協議会は、社会福祉法でもうたわれているように、地域福祉の推進役と定め

られている社会福祉協議会にその役割を果たされることが、市の福祉行政にとっても効率的であり、最も効果があると思うがどうか。

以上、2点について伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 2点の御指摘でありましたが、いずれも社会福祉協議会の位置づけだと、このように認識をしております。

先ほどから御説明しておりますように、各自治協議会が取り組む中で、この社会福祉事業というのは大きなウエートを占めてるんですけども、その中で、社会福祉協議会は重要な役割を担っていると、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 5点目、次に、改正社会福祉法がこの4月に一部を施行され、社会福祉法人の目的の社会福祉事業以外でも、地域における公益的な取り組みを実施する責務が規定されました。

うきは市では、社会福祉協議会の呼びかけで、市内社会福祉法人がほかの市町村に先駆けて連絡会を組織しております。

このことから見ても、社会福祉協議会にはリーダーとしての実力が備わっているのに、なぜ、協働のまちづくりについて積極的に活動しないか、理解に苦しみます。

そこで市長に伺いたいのは、この法的な社会福祉協議会の役割がありながら、協働のまちづくりの分野で、殊、自治協議会の活動支援の面で、社会福祉協議会はその役割を十分果たしていないのではないかと思うが、市長はどのように認識しているのか伺う。

6点目、まちづくりにおける中間支援組織の役割について、協働のまちづくり基本条例等こうたうことは考えていないのか。

以上、2点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、うきは市では社会福祉協議会を初め、社会福祉法人が幾つもあって、その取り組みというのは、かなり先進的な取り組みをされてるというふうに自負をしております。まさに今、税と社会保障の一体改革の中で、地域包括ケアシステムの構築を来年度までに構築をしなくてはいけないという大きな時期を迎えてる中で、それぞれの社会福祉法人の役割というのは、非常に重要なものがあると、このように思うところであります。

若干、議員のほうから社会福祉協議会の位置づけが見えてないという御指摘でありますけれども、例えば、平成25年3月にうきは市とうきは市社会福祉協議会が策定した第2期うきは市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画においては、協働のまちづくりの理念を踏まえていることか

ら、社会福祉協議会の活動に大きな支援をいただけるものと、このように承知をしておりますし、2点目の中間支援のお話も、当初から質問をいただきましたけども、もう必ずや社会福祉協議会の役割というのは重要な役割を担ってるものと、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは次に、もとに戻りますけど、地域計画についてということで、各地区自治協議会における地域計画は、先ほどから言われますように、自治組織条例施行規則に基づいて策定され、これを集約したものがこの6月にうきは市地域計画と発刊されたわけですが、この地域計画書では、どの自治協議会も冒頭の、初めの記述に、みずからの地域はみずからがつくるを目標にして、安全・安心で住んでよかったと言えるまちにすることを目指していくと書かれており、自治を基本にしたまちづくりが強調されています。

そこで、5点ほど質問させていただきますけど、まずは3点ほど。

それでは、作成に当たって、1つの自治協議会をモデル地区に指定し、他の地域への参考としたようであるが、その成果または波及効果はどうだったのか。

2点目、市は、これまでさまざまな計画の策定に当たって、各種の調査を行ってるわけですが、今回の地域計画策定の際にも、ワークショップやアンケート調査がなされています。

それで、お聞きしたいのは、計画書にまとめられた地域発の課題等を見て、これまでの市の調査では把握できなくて、今回、新たに明らかになったものがあつたかどうか。

3点目、計画書は、調査等をもとにすぐ実行するもの、5年ないし10年の中期・長期で実施していくものと仕分けされています。

そこで、お聞きしたいのは、この計画をもとに、具体的な動き、活動に結びついた事例があれば伺う。

以上、3点。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 3点御質問をいただきました。地域計画を策定するに当たりまして、モデルとなった地区、そして、そのモデルが他の地区にどのように波及したかという御質問だろうと思います。

御案内のとおり、今回、地域計画を策定するに当たりましては、まず、先駆的に走っていただくということで、御幸自治協議会のほうにモデル案ということで策定をしていただきまして、その結果を踏まえながら、あとの10自治協議会のほうにも地域計画を策定をしていただく、そのような作業手順を行ったわけでございます。

1つのモデル地区をつくることによって、一定、なかなか一からモデル、地域計画を策定するのが難しい中で、一定のきちんとした形での地域計画が策定をできた。その点については、評価できるのではないかと考えております。

ただ一点、モデルということでしたから、統一的な部分で似通った部分があるのも否めないのは事実でございますけれども、やはり1カ所がモデル的に作成をしていただいたということで、地域計画がきちんとして上がったということは、評価していいのではなかろうかというふうに考えております。

また、2点目のその折に調査とかアンケート、いろいろな準備作業を行ったわけですが、そこで見えてきた課題、地域の特色ということでございます。

市のほうが、それまで見えていなかった部分が、各地区で見えてきたのかということでございますが、それぞれに開いてみますと、やはり各地区で十分地域の実情を踏まえた上での計画がなされていると思いますから、市のほうが事前に把握していた以外の部分についても、非常に浮かび上がってきているのではないかとこのように理解をしております。

3点目の活動に沿った動きでございます。

御案内のとおり、平成27年に策定をいたしまして、現実的には1年なり2年目ということなんですけれども、アンバランスはございますが、既に幾つかのところでは、その地域計画に沿った具体的な活動、行動を今年度なりから起こしてるところもございまして、その計画に沿って、今、準備段階といいますか、地域の意見を集約をしてる、そのような自治協議会もございまして、やはり数年見ていただいて、市のほうも指導をさせていただきますけれども、数年の期間をいただきながら、地域計画が実効あるものとなるように見守っていきたくて、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 4点目、計画書には、事業ごと、また自治協議会として取り組むもの、行政との連携が必要なもの、行政が主体的に取り組むものにと仕分けられています。ということは、この計画の内容は、当然、行政職員は把握しておかなければなりません。また、行政計画に反映しなければならぬものもあると思います。

そこで、お聞きしたいのは、この計画書は、職員にどのような形で周知されているのか。

5点目、4点目と関連しますが、計画書の周知状況についてお伺いします。

この計画書の地域住民への周知は、どのような方法でしているのか。また、協働のまちづくりを進めていくためには、団体等の協力も必要と思うが、どのような範囲で配布または周知しているか。

以上、2点について伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 3点いただきました。

行政職員、いわゆる市役所職員への地域計画、中身の周知でございますが、作成をいたしました地域計画につきましては、各管理職のほうに配付をし、そして、各所管内で周知をしていただくようお願いしております。何分、冊数の関係がございますので、それぞれに1冊ごとに配付することは行っておりませんが、リーフレットは配付しているところですし、それから、今回できました分については、所管ごとにとということで配付をしています。

地域住民の方々に対する地域計画ですが、これにつきましては、行政区長さんにお渡しをしているところでございます。何分、これにつきましても、冊数に限界がありますので、自治協議会を通じて各行政区のほうには1部ずつ配付しております。

最後に、団体等への配布関係でございますが、各種団体の方々には配布はしておりません。したがって、各自治協議会の中で、必要であれば、いろんな団体の方に全て配布することにはならないと思いますから、中身について御説明をしていただく方法がよろしいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 本当に立派な企画書ができておりますので、絵に描いた餅にならないように、ひとつ大事に利用してもらいたいと思います。

それでは次、3番。各相談機関の連携支援体制構築について。

それでは、不登校、引きこもりの問題は、さまざまな要因があるようで、本人、御家族の苦悩は外部からははかり知れないものがあるだろう。その支援には、学校関係者を初め、さまざまな関係者が苦勞していることに感謝したい。

そこで市は、社会福祉協議会に委託を行い、平成22年から不登校、引きこもりの支援を行っているが、このような取り組みは、必要性は認めながらも、全国的に例が少ない中で取り組んでいるうきは市の先見性には感銘しており、支援を受けている御本人、御家族は感謝されていることと思う。

この事業の状況を確認すると、支援対象者の約6割に改善の兆しが見えるようになっており、十分成果が出ていると認識している。この事業を重視していくことは、うきは市の将来を担う世代を育てることでもある。

また、うきは市総合福祉センター内に、平成26年6月から、内職シェアステーションC o c

o c o n n e の運営がなされている。これは、引きこもり、対人間関係、生活リズムなどで生きづらさを抱え、就職ができず、社会的に孤立している人たちに集まる場所を提供し、内職をしながら将来の就労、自活に向けた訓練をしている。

平成27年度から、生活困窮者自立支援法により、福祉事務所設置自治体が、生活困窮者の自立支援を行うようになっているが、まさにこのような取り組みをさらに充実していくことと、相談窓口の充実、相談支援に当たる人材を確保していくことが、生活困窮者に陥る市民を一人でも少なくすることにつながると思われる。

そこで質問、不登校・引きこもり相談支援事業や生活困窮者自立支援事業などの各専門の相談支援機関が、縦割りでなく、連携して、横軸を通して、全体として支援をする仕組みの構築が必要と考えるが、市長の所見を伺う。

以上。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、各相談機関の連携支援体制構築について御質問をいただきました。

不登校・引きこもり対策相談支援事業につきましては、平成22年度に事業を開始し、うきは市社会福祉協議会に事業委託をしております。

事業開始と同時に、不登校・引きこもり対策相談支援事業サポート協議会を設置し、各機関に支援をお願いしております。

この協議会の構成員は、市内精神科医、医療機関関係者、北筑後保健福祉環境事務所関係者、うきは市民生委員・児童委員協議会関係者、うきは市社会福祉協議会関係者、うきは市教育センター関係者、家庭児童相談員、うきは市小学校・中学校校長会関係者、福祉、医療、保健分野において専門資格を有する者、適応指導教室関係者、福祉、保健、教育等行政職員であります。

年1回協議会を開催し、うきは市社会福祉協議会からの報告、セミナー等を開催し、うきは市の状況の説明を行っているところであります。

また、このほか教育委員会におきましても、適応指導教室、通称キーノートと呼んでおりますが、心理的な理由や情緒的な理由などで、学校に行くことができない児童生徒に居場所を提供し、自立に向けた学習や各種体験活動を行っております。

毎週水曜日に開催されます中学校の教育相談には、うきは市民生委員、児童委員、うきは市社会福祉協議会、うきは市教育センター、家庭児童相談員、適応指導教室関係者が出席し、不登校生徒への具体的な対応を協議しております。

協議の中では、不登校の原因を探り、適応指導教室で対応できる生徒につきましては、適応指導教室への通級を保護者に進め、学校復帰を目指しております。

また、適応指導教室に通えない生徒につきましても、教職員、家庭児童相談員、適応指導教室指導員が、連携して家庭訪問等を実施しております。

さらに、うきは市要保護児童対策地域協議会では、中学校の教育相談に係るメンバーに、久留米児童相談所を加えた実務者会議を3カ月に一度開催し、児童生徒の相談経過について情報共有を図っております。

生活困窮者自立支援事業につきましては、平成26年度よりうきは市社会福祉協議会に委託して実施しております。この事業を円滑に実施するために、うきは市支援調整会議を設置しております。

構成委員は、久留米公共職業安定所、うきは市社会福祉協議会、庁舎内の関係機関、その他の関係機関、うきは市福祉事務所であります。

なお、うきは市支援調整会議の構成員の中で、関係機関と申し上げましたが、これは、相談者が税等の滞納があれば、うきは市債権管理対策委員会、就労支援対象であれば、就労支援を委託している事業者、精神疾患があれば、相談支援員等となります。つまり、相談者の状況に合わせて関係する機関が加わり、柔軟な対応を図る体制をとっております。

さらに、複数回の相談をされてる方におきましても、過去の相談の経過も構成員の中で十分情報共有を図り、対応を行っております。

しかしながら、残念なことに、最終的に方策が見いだせず、生活保護申請を行わざるを得ないケースもございます。

以上のように、現状、多くの関係者により連携を図っておりますが、今後はさらに連携を一層強化し、対応を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後、子供に関する部署、具体的には保健課、福祉事務所、学校教育課でございますが、この部署を一つのフロアに集めることも検討しております。市役所の組織体制自体、より横軸を通しやすいものにもすることも視野に入れ、引き続き支援体制の整備を図ってまいります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 西日本新聞に、連載で、孤立させない生活困窮者ということで、3回にわたって載ってるわけですが、この中で、生活困窮者支援法に基づいて、生活保護の対象にはならないが、経済的に困窮している人を地方自治体が支援する制度でありますので、そこを考えていただきたいと思います。

それと同時に、地域社会から孤立しながらでも、人たちが結構、生きる、働くためにも一生懸命しようと思うとりますので、この自立支援法につきましては、ぜひ、関係団体のほうにひとつくれぐれも伝えていただきたいと思うわけでございます。

それでは、話、まとまりませんが、次に4、地域包括ケアシステムの構築状況について。

地域包括ケアシステムの構築状況について、高齢化が進むうきは市にとって、注目すべき内容の介護度の低い高齢者等へのサービスが、市町村事業に移行する。2015年に介護保険制度の改正がなされているが、そこで、(1)地域包括ケアシステムの構築に向けて、どのような取り組みをしているのか。

2点目、うきは市地域包括支援センターの人材、体制は十分確保されているのか。

以上、2点について伺う。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地域包括ケアシステムの構築状況について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みについての御質問であります。地域包括ケアシステムにつきましては、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供されることが必要でございます。

この地域包括ケアシステムの構築に向けては、平成29年度までに取り組んでいくこととなっております。

現在の市の取り組み状況として、まず、医療と介護の連携につきましては、地域の医療、介護の資源の把握などの事業に関して、現在、福岡県の補助事業として浮羽医師会が事業主体となり実施をしておりますが、市の保健課が協議等に参加し、市と浮羽医師会とが一体となり、事業を進めているところでございます。

また、介護サービスの基盤整備につきましては、国や県の補助制度を活用して対応しているところでございます。

具体的には、本年度中に、24時間、365日の訪問介護等のサービスが可能な定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所を整備していくこととしており、また、来年4月には、新たに特別養護老人ホームがオープンすることとなっております。

次に、認知症施策の推進につきまして、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに3名配置し、認知症カフェを支援しているところでございます。

今後は、認知症カフェの拡大支援とともに、認知症の方の早期診断・早期対応に向けて、認知症初期集中支援チームを設置していくこととしております。

さらに、介護予防の観点からは、現在、行政指導で、ロコモ予防教室や脳の健康教室、げんき塾を開催し、対応を図っているところでございます。

一方、市内の一部の地域では、住民主体の通いの場を開催しておりますが、今後は、これが市内の全域に広がっていくよう、市としても支援してまいります。

また、住まいにつきましては、高齢者の住まいに関する支援のために、国の補助事業である低

所得高齢者等住まい生活支援モデル事業を平成27年度からの3カ年事業として実施し、住まいに関する相談対応を行うとともに、集いの場も提供してるところでございます。

最後に、家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備に向けては、多様な主体の参画を求めるとともに、主体間の連携・協働による資源開発や、生活支援サービス等の提供等を推進していくために、関係者との協議の場を設けることが必要ですが、当面は各自治協議会単位での勉強会を継続していくこととしております。

2点目が、うきは市地域包括支援センターの体制等について御質問をいただきました。

現在、うきは市地域包括支援センターは、管理者1名、保健師2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員2名、ケアプランナー6名、事務員1名の計14名の体制で運営されております。

厚生労働省老健局からの通知によりますと、地域包括支援センターの人員については、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととされております。

また、センターの職員の人数としては、1つのセンターが担当する区域における第1号被保険者の数が、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ各1名とされているところであります。

うきは市の第1号被保険者数は、約9,700名でありますので、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員を厚生労働省老健局の通知に基づき、それぞれ各2名ずつ配置しているところでございます。

さらに、地域包括支援センターは、要支援者の介護予防サービス計画を作成する指定介護予防支援事業所としての機能も担っておりますが、指定介護予防支援基準においては、指定介護予防支援事業所ごとに、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する1名以上の職員を必要数設置しなければならないとされているところであります。

現在、介護予防サービス計画を作成するために必要なケアプランナーにつきましては、6名配置しているところであります。

以上御説明申し上げたとおり、国の基準を満たした体制となつてるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 本当にこれから高齢化が進む中、やっぱり高齢者が、やっぱり安心して、安全で暮らせるようにするためには、大事なシステムであろうと思いますので、ひとつ、ぜひこれからもよろしく願いいたしまして、時間がありますけど、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ
します。

今回は、学童保育と、前回ちょっと終わりが尻切れとんぼになった公共施設の総合管理計画と
いうことで、また子供の問題についてお尋ねしていきたいというふうに思います。

学童保育について質問させていただきますけれども、学童保育については、保護者が仕事など
で、昼間家庭にいないことから、小学校の児童を預かって、家庭との連携を図りつつ、放課後や
春・夏・冬休み、それから土曜日、日曜日と、家庭にかわる場として、適切な遊びや指導を行う
ことによって、児童の健全な育成を図る施設として位置づけ、そして、平成27年の4月1日か
ら改正して、児童健全育成事業というところで行われているわけでございます。

その実施状況、1年半たっております。そのことについて、改めてお尋ねしたいと思ひ
取り上げております。

1点目は、27年4月に施行されたうきは市放課後児童健全育成事業、学童保育といひ
ども、社会的な役割について、市長がどのように考え、条例に示された最低基準の現状の状況及
び課題について、どのようなものか改めて伺いたいというふうに思ひます。

それから、学童保育が公設民営として、保護者会に委託しているというのが現状だと思ひ
すけれども、その際、委託に関する運営指針や委託基準、今回はまだつくられていないというふう
に認識しております。その理由について、改めてお尋ねをしたいというふうに思っております。

それから3点目、今現在、内規としてうきは市放課後児童健全育成事業実施要綱というものがご
ざいすけれども、これは、平成17年につくられたものでございす。内容が、文言も含めて
適切さを欠いてる部分があるのかなというふうに思っておりますけれども、その辺に改正を行えな
いのかどうか。要綱ですので、あれかもしれませんけど、お尋ねしたいというふうに思ひます。

それから、学童保育で、生活困窮世帯への対応ということで、一般的には減免制度というのが
行われているわけですが、その条例自体もないということもありますけれども、その辺への
対応、現在は今どうなっているのかを伺いたいというふうに思ひます。

それから、大きな2点目として、学童保育に携わる支援員についての問題でございす。

1点目は、支援員の役割について、うきは市としてどう捉えているのか、改めてお考えを伺
いたいというふうに思ひます。

そして、事業委託責任者であるうきは市が、支援員の処遇改善について、この間、どのような
形で進められてきたのか、改めてお尋ねしたいと思ひます。

以上、学童保育についてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、学童保育について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市放課後児童健全育成事業の実施状況についての一連の御質問であります。まず、学童保育の社会的役割と、現在の状況と課題についての御質問であります。学童保育は、昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童及びその他健全育成上、指導を要する児童等の育成及び指導に資するために、遊びを主とする健全育成活動を行い、児童の健全育成の向上を図るということを目的としておりましたが、平成27年4月施行の子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、留守家庭児童につき、家庭、地域等の連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることが目的となりました。

このことにより、学童保育の社会的役割は子育てであり、かつ放課後の子供の居場所をつくることであると、このように認識をしております。

また、国より学童保育所に係る設備及び基準が示されたことを受け、平成26年9月にうきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、基準等に基づき改善を図っております。

うきは市内9カ所の学童保育所の最低基準の現在の状況であります。専用区画の面積につきましては、国の基準が1人当たりおおむね1.65平方メートル以上となっておりますが、9カ所の学童保育所のうち御幸学童保育所が基準を満たしておりません。

児童の集団規模につきましては、おおむね40人以下が基準となっておりますが、吉井学童保育所、千年学童保育所、福富学童保育所、御幸学童保育所で基準を満たしておりません。

なお、面積、児童数とも国の基準を満たしていない御幸学童保育所につきましては、御幸自治協議会が男女共同参画センターに移転することに伴い、同じ場所への移転を提案しましたが、保護者会の同意は得られませんでした。

面積及び児童数につきましては、条例上、経過措置を設けておりますが、早急に改善を図ることが今後の課題と考えております。

御幸学童保育所は最も児童数が多く、現在62名となっておりますので、2カ所に分けての運営を行うことも含め、今後対応を検討してまいりたいと、このように考えております。

市としましては、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行前より学童保育所の施設整備に取り組み、平成23年度に大石学童保育所整備更新、平成25年度に千年学童保育所改築工事を実施しました。現在、福富学童保育所を福富コミュニティーセンターの複合施設として建設中であります。引き続き、専用区画の確保等、学童保育所の整備に向けて対応を図ってまいります。

次に、運営指針、委託基準についての御質問であります。学童保育は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、うきは市放課後児童健全育成事業実

施要綱に基づき実施をしております。

事業の委託先につきましては、要綱第3条で規定しており、保護者の会及び社会福祉法人としております。これにつきましては、平成25年に社会福祉法人遊林福祉会に学童保育所運営を委託した際に改正を行ったものであります。

委託先につきましては今後多様化していくことも想定されますが、その際には、委託に関する運営指針、委託基準につきまして、さらに詳細な検討を行う必要があるものと考えております。

次に、うきは市放課後児童健全育成事業実施要綱の改正についての御質問であります。委託先が、保護者会、社会福祉法人以外となれば、要綱の改正は必要と考えております。これにつきましては、今後の状況を見た上で判断をしたいと思っております。

次に、生活困窮者への減免制度についての御質問であります。学童保育の保育料については各保護者会で決定しております。

保育料の免除制度はありませんが、兄弟で入所される場合には減額を実施しております。生活保護受給者につきましては、就労収入があれば、生活保護費算定時に保育料を必要経費として取り扱うよう、県より今年度指導があり、その指導に従って対応を行っております。

次に、2点目の学童保育支援員についてであります。

まず、学童保育支援員の役割についての御質問であります。学童保育支援員の役割につきましては、従来は学童保育所での児童の生活指導であったものが、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を受け、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を指導しなければならないこととなっております。

また、条例の制定により支援員の一般的要件及び資格要件も明確になりましたので、支援員に求められる役割がより明確になったものと考えております。

次に、支援員の処遇改善の進め方についての御質問であります。学童保育支援員の処遇改善につきましては、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行後の平成27年度以降であります。近隣市町村の状況を調査し、市として保護者会に処遇改善案を示してきたところであります。

しかしながら、保護者会としては保育料値上げにつながるということで理解を得ることができませんでした。

今後につきましては、学童保育支援員の処遇改善並びに保護者会の業務軽減を目指して、引き続き各保護者会と協議を進めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、全体としては余り進んでないということですかね。

何か聞いてると、確かに条例のところは附則で幾つか猶予を持たせてるというのはどこでもあることだというふうに思っております。

今回質問している中身は、考え方の問題が一番大きいなというふうに思って質問させていただいています。

そこで、27年に施行した条例について改めて確認をしていきたいというふうに思うんですけども、今回、児童福祉法が前提となって、そして、それを実現するために地方自治体においてこの条例をつくるというのが今回の趣旨の基本があるわけですね。法的根拠がそこにあるということになるわけです。

そして、条例の第3条に、育成事業者に対して常に設備運営を向上させなければならないとの基準が示されてます。そして、第4条の第3項には、市長が勧告することもできるというふうに書いてあるんです。そういうように示されているわけです。

要は、うきは市が、この間、最低基準を常に向上させるように努めた、その内容について、どのような取り組みをしたかということが大事な点であって、そこに何を根拠にそれをするのかという、その基軸がないんです。

私がそれを言いたかったのは、さっき質問で申し上げた運営指針なんです。これも、実は27年の3月31日付で厚労省が案を示しています。

だから、多くの地方自治体はそれを持ってるわけなんで、それを持って委託事業をするわけです。

そういう意味では、公設民営、確かに民営で、今、事業者としている保護者会というのは歴史的な経過もあります。もともと保護者が努力して、この間、学童保育を立ち上げてきた、この成果の上に成り立っていて、そして保護者会なんです。

それがきちんと認められて、行政からも支援が入ってやってきた。さらに、それを社会全体で責任を持って育成事業に当たろうかというのが今回なんです。

それも、財源的にも国がちゃんと見ていきますという方向性を示してるわけです。そこが大事なんです。それが向上するということなんだろうと思います。

そのためにうきは市は何を努力したんですか。ちょっとその点だけお尋ねをしたいと、どういった努力をしたのか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、市の条例、3条に最低基準の目的とその向上、そして、第4条に、最低基準を越えて、その設備及び運営に向上させるよう勧告しなくてはならないと、この市長が。

この視点で、再三、事あるごとに議員から御指摘をいただいております。

先ほど答弁させていただきましたように、御幸地区自治協議会の移転に伴って御幸学童保育所についても、そういう働きかけをしましたし、あるいは、福富自治協議会の建設にあわせて、福富の学童保育所についても、そういう視点でいろいろ判断をして今建設が進められている。

そういうことで、何もしてないということではなくて、限られた財源の中でどう効率的にこの条例にうたわれた目的に沿って機能向上していくのか、常に考えながら進めているところを御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 話をちょっと進めさせてもらいますけれども、ちょうど12月7日付で西日本新聞に記事が掲載されて、久留米市での状況について書かれた記事がありました。その内容は、定員を超える利用状況があって、半数の保育所で対応ができていないと、その実情が記事に載ってるわけです。特に、1から3年生の低学年の利用割合が43.8%に上ると書いてあったんですけど、厚生文教のところでは27年の7月だったか調査をしたときに、久留米市に伺いましたけども、もうちょっと比率が高かったような気がしたんですけども、それは全体の構成で、児童生徒に対する1から3年の学童保育に登録されてる方の人数が43.8%ということで。

うきは市、どのくらいあるかって知ってますでしょうか。それは後で質問しますけども、さっき常に努力してきた、そのことは別に否定してるつもりはないんです。そのことを胸を張って言ってほしいということをお願いしているだけで。

保護者に対しての間どういうふうに説明してきたのか、この法改正についてというのが1点目、ちょっとお尋ねしたい、全体の保護者に対して。

それから、うきは市の定員については、平成28年では381人、面積要件、福富の問題ちょっとあったとしても、旧のところという条件で376人と認識しています。

要は、希望者を本当全部受け入れ切れているのか、要するに待機とか言われてる、そういったものの実情を行政はつかんでいるんですかっていうことをちょっと伺いたい。

それから、3点目、学童保育、27年度の決算で9カ所、377人の児童数を受け入れていると、これは、さっき言ったように全児童数の23.3%です。ただ、平成26年度のところ、成果表の中ちょっと拾ってみたんですけども、401名で25%なんです。要は、ちょっと下がってるという状況なんです。これはどういった理由なのか、把握してるかどうか。

さっき、久留米市の事例で言っているんですけど、今回の法改正で全国的にもそうですけども、実を言うとずっとふえてる。それは、10歳までのものから12歳までということに変えてきたという関係で、そういう実態が本当はあるんですけども、うきは市の場合、そうになってない。

さっき、保護者にどういう説明をしたかということの関連も含めてお答えいただければありが

たいなというふうに思います。

それから、この法改正に向けて、うきは市子ども・子育て支援事業計画というのをつくられていますね。そこでの量の見込みについて、要は、低学年で全体児童数の29.5%、それから、高学年で6.2%、それですと平成31年まで計画されてるんです。その計画でいいのかどうか。

というのは、法律がそういうふうに10歳から12歳まで変わった、そして、確かに児童数の数は微減していくわけですがけれども、ただ、そういうニーズ、要望というのは高まっているのが全国的な流れなんです。そういう意味で、この計画は本当に合ってるんですかと。

そういう意味では、特に、障害を持たれてるお子様の受け入れの問題、それから、高学年で、本来、今、本当は4年生、5年生、6年生になるとちょっとは変わるとは思うんですけど、4、5年生というのは結構比率が高いんです。

そういう意味で、そういう計画自体を見直す必要がある、ちょっとつくって間もない話ですけど、そういう見直しについてどう思っておられるかという、4点ほどお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 福祉事務所の秦でございます。

まず、1番目の法改正、これは、26年9月につくった分のうきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、26年度末に、これは毎年実施しておりますけれども、保護者会の役員さん並びに支援員さんのほうにも説明をしております。

2番目の行政が希望者をつかんでいるかということですが、一応、保護者会のほうで募集を行うということで、これは、以前からうきは市におきましては、前の制度ではおおむね小学校4年生までということでしたけれども6年生まで受け入れをしております。希望者をということで、ほとんど希望者の方は入っております。

なお、一時期、御幸学童のほうで2つに分けて受け入れをしたこともございます。御幸小学校と浮羽庁舎の和室で、2つに分けて受け入れをしたこともあります。

それと、26年度の人数と27年度の人数が違うと言われたんですけども、「比率です、人数じゃない」と呼ぶ者あり）比率は余り変わっておりません。

それと、量の見込み、この計画でよいのかということですが、この計画につきましては、アンケート調査を実施しまして子ども・子育ての事業量を出しておりますので、その計画でよろしいと思っております。

次に、障害者の受け入れの問題ですが、この件につきましては、障害者受け入れの加算額も基準額がふえてまいりました。また、1名から障害者加算がつくということ、また、中身に

つきましても、以前は、障害者手帳なり、療育手帳、あるいは特別児童扶養手当の受給の対象になっている子供でないといけないという厳しい規定がありましたけれども、現在では、医師の意見書がある、または特別支援学級に在籍をしていると、そういう要件でも障害児ということで受け入れをしているところがございます。

ですから、規定については緩和されておりますので、この件についても見直す必要はないと思っておりますし、なお、平成28年の7月1日より、千足保育所跡に放課後等デイサービスが開設されました、ういずあっぷるうきは校でございます。学童のほうで受け入れができないような児童についても、特別支援学級、支援学校等在籍であれば受け入れができるということで、そういうところにもできておりますので、学童の障害児の受け入れについては確保されているということで、見直す必要はないと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 希望については達成されていると、希望者は全員入れるということになってるということでいいんですね。間違いありませんね。

要は、何を言いたいかという、それぞれの学童保育所の実態をつかんでいないというのが、私もまだ十分に調査し切れてないところはあるんですけど、実態、やっぱりつかみ切れてないというのが多いんです。

今回の子育て支援法の3法改正の中で、保育所については、基本的には、市が認定をして、時間の算定をして、そして保護者に通知をして認定してるわけです。だけど、学童保育は委託して、それぞれの保護者会にしていると、そこを信用しているということだろうと思います。

ちょっとその辺は引き続き調査をしますけれども、今言ったように、全体として優先順位について言えば、それぞれの学童保育の保護者会が決めているんですね。

さっき指針の話しました。厚生労働省の指針の中には、その手順の方法についても書いてあるんです。だから、うきは市が本来こういう形で学童保育の事業を実施しますよ、条例は条例として大枠を決めるんですけど、その詳細を決めていくのが指針とか基準値。それをしないで事業をしているということが非常に不思議なんです、私にとっては。

確かに保護者会、さっき言ったように歴史的な経過があるから、そこはそれで尊重するとしても、ちゃんとうきは市がどういう事業をするのかということ、少なくとも附則に書いてある5年以内に、31年までにやっぱりきちんと決めないといけないんじゃないですか。

ましてや、私の耳に入っているのは、今後、保護者会からほかのところに委託しようとしているという話を聞いています。それは事実ですか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 学童保育の設置と運営の形態については大きな事柄だと認識しております。再三、議員からの御指摘もあるように、今、全国的なやり方として3形態あります。公設公営、公設民営、民設民営とあるわけですが、私どもは公設民営でやらせていただいております。

同じ公設民営の中でも、いろんな対応等々ありますんで、近隣の市町村の実態なんかを見ながら、十二分に保護者会と意見調整を図りながら、先ほども答弁さしていただいておりますように、保護者会の負担軽減等々も考えながら、しっかりした対応を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 民間に、例えばどっかに委託するということは、保護者会とは別のところに委託することに反対とかいうことを言いたいんじゃないんですよ。私が言いたいのは、さっき言ったようにうきは市が事業の責任者として、ちゃんとスタンスを持ちなさいって言ってる。そのためには指針をつくりなさいと言ってんですよ。それがないうちに委託の話をするなということですよ。余計な混乱を起こすということですよ。そのことをあえて言いたいんですよ。

ましてや今、幾つか意見も分かれてるというふうにも伺ってます。それはそれでいいんですけど、そしたらまた別なそれぞれが保育して、それぞれの自分のところの基準をつくってするわけでしょう。そんなどこに、厚生労働省の児童福祉法でちゃんと書いてあるじゃないですか。地方自治体は子供の養育に対して責任を持ちなさいと書いてあるんじゃない、何でそれをしないんですか。それをまずしてからの話ではないかなと私は思うんですね、手順としてですよ。

ちょっとそのことを改めて思いますので、ぜひ指針についてはつくる意向を示してくださいよ、計画を持ってくださいよ。そのことをちょっとお答えいただいたらありがたいんですけども。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の子ども・子育て関連3法案の成立については、私ども地方創生を進める上でいかに重要かというのは十二分に承知しております。今改めて議員から指針の策定の提言がありました。しっかりちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ちゃんここに厚生労働省の2015年3月31日、クラブ運営指針という指針がちゃんと出てるんです。これを参考にすれば、できるというふうに思います。久留米市もつくってます、ちゃんと料金まで含めて。料金が決まらなかったら、別にまた条項つくればいいわけですから、不一致なところじゃなくて、うきは市がやっぱりスタンスとして学童保育についてはこういう責任を持つんだということを、きちんと書き連ねることだろうと思います。それをぜひお願いしたいと思います。

時間がないので、それと減免措置についても同じです、そこを入れてください。減免措置で生

活困窮者の、第1子とか第2子とかの料金の話じゃなくて、第2子、第3子の料金の話もあるとは思いますが、生活困窮者というのはやっぱりきちんと位置づけないといけない、この間学校教育課に就学援助の話をしてますけども、少なくとも非課税世帯に対してどういう対応するのか。

それから、生活保護世帯は確か出されているとは思いますが、それにひっかからない生活困窮者に対してきちんと対応する、これもできてないのは福岡県で4市だけです。うきは市がそれに入ってます。そういう意味では、それも実現してください。指針の中に入れ込んで、ちゃんとしてください。

それから、次に、処遇改善についてちょっとお尋ねします。学童支援員の処遇改善、先ほど位置づけについて改めて市長がおっしゃられました。国が支援員に対する処遇改善について、厚生省は何度通達出してますかね。

ことしの6月にも処遇改善ということで、処遇改善について国に申請したことありますか。それをお答えください。処遇改善について国に申請したことありますか。個別ですよ、処遇改善について。（「個別」と呼ぶ者あり）うきは市がですよ。（「単独で」と呼ぶ者あり）単独で。ありますか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） いろいろ市長会等々で連携してやっているんですが、単独ではございません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 2015年もされてます。2016年も厚生労働省が出されてます。要は、学童保育の保護者から負担いただくお金というのは、運営に使うわけですね。だから保護者が負担した分を支援員の処遇改善には基本的には使えないという流れが大体多いんですね。だから国は処遇改善について査定をして、基準をつくってきているわけです。

処遇改善に当たって2つありますけど、非常勤への処遇改善の方法と、それから常勤職員に対する一支援員当たりの助成金がある、ただ、これは当然そうですけども、3分の1ずつある、国、県、市、それぞれ。だから市長に求めたいのは、その予算措置をしてくださいということなんです。予算措置をしなければ、処遇は改善されないんです、そういう仕組みなんです。そのことを理解してほしいんです。

さっき位置づけの話をしてますが、本来であれば資格の問題もさっき市長がおっしゃってましたけども、資格の問題もそうですけど、学童の健全な育成を図るために、各種の研修も受けさせなきゃいけない。ところが、その研修にかかる費用も、学童によって違うんですよ、現実。そんなもんで良質な支援員を養成できますか。根本的な問題があるんですよ。だから考え

方の問題だって、さっき僕が言ったのはそういうことなんです、ぜひこの活用を。

実を言うと、ことしの8月26日が締め切りだったんですけども、12月まで受け付けるという内容も出されています。ただ、そういうことで一つ一つ、やっぱり体制的な問題というか勉強が足りないんですよ、担当のところの部署の。僕はそういうふうに思いますね。

私が知ってるとか知ってないとかの問題じゃなくて、それはもう調べてわかるだけの話で別にいいんですけど、やっぱりそういったところ一つ一つ改善してほしいと私は思います。どうですか、支援員に対する処遇について、改めて行政として、事業を遂行する責任者として、処遇改善の必要について市長はどうお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の学童の支援員のみならず、介護に携わる人の処遇改善、大きな課題だということは認識をさせていただいております。なかなか限られた財政の中で、どういうふうにインセンティブをつけて施策を展開していくかということで、いろいろ判断に悩むところもあるんですが、議員御指摘のように子ども・子育て支援というのは地方創生の大きな基軸でありますので、しっかり我々もそのところを押さえながら検討していきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） よろしく申し上げます。

そこでちょっと1つだけお願いというか、もう1点苦言を呈したいと思うのは、学童保育の保護者会と支援員との関係についてなんです。僕は不思議だなと思ったのは一体性がないんですよ、指導に。一緒になって何かの問題を解決しようという場をつくってないんですよ。委託事業とか、例えば今度は法律が変わりましたとかいうのは、それぞれに説明してる。一体的にやっぱりきちっと処遇がこう変わりましたと、支援員さんの役割も変わりましたと、保護者の方は理解してくださいと。そして処遇改善、ついでに言うなら行政もこういうふうに指導していきますから、ちゃんと言えればいい、それが一体じゃないんで。この間見ててずっと思ってるんですよ。

そういう意味で事業推進する行政に第一義的な責任があるんです。条例をつくっても、その条例の魂が入ってないんですよ、執行する側に。支援員の位置づけとか保護者の位置づけ、保護者というのは児童の保護者でもあるけども、保護者会になると事業を推進しなきゃならない、当然相反するものと出てくるわけですよ。でも、それを包括するのが今回の児童支援法なんですよ。そこを共通理解にしていかないと、うまくいくわけじゃないじゃないですか。単に雇用する側と雇用される側、この関係だけじゃないですか。そんなこと、この法律に書いてないですよ、趣旨を理解してください。ということの一つ申し上げておきたい。これも改善をしていただきたいというふうに強くお願いをしたいと思います。

それで、答えは要らないですけども、支援員さんへの休日の外部研修とか日当、資料代とか参

加費、交通費等といろいろ違います、保育料も違います。支援員さんの時給や保険についても異なります。行政の学童保育に関する指針をつくって、どのように養育するかと。それを保護者会、支援員、一緒になって資質向上のために、同一方向を向いて作業してほしい。

私は先日、敦賀市行って報告しましたけども、同一方向を向いて作業する、これが大事です。それを示すのが行政の役割ですから、それをぜひお願いしたいと思います。そのことをお願いして、学童保育についての質問は終わります。

次に、公共施設等の総合管理計画についてお尋ねをしたいと思います。

前回お尋ねした中からの話で大変恐縮ですけれども、計画の対象となるというのが179施設というふうに伺いました。行政改革推進会議の182施設と全く同一かどうかということを変更してお尋ねいたします。

それから、2点目には、統廃合計画について、町の機能を説明する立地適正化計画等については、示されるかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、学校の統廃合についても対象としているのか、改めてお尋ねをいたします。

そして4点目、地域計画等の関係で公共施設の統廃合、新設は住民合意や利用者の理解がないと進まないというふうに理解するものであります。パブリックコメントで情報開示することですけれども、今回のその管理計画については、総務省通達にのっとって計画をつくっておられると思いますけども、その通達の中で留意事項あるいは望ましい事項ということを書かれているわけですけども、これについてはどういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいというふうに思います。

以上、4点です。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま公共施設等総合管理計画の策定内容について御質問をいただきました。

まず、対象となる施設についての御質問であります。行政改革推進委員会からは、平成26年9月26日に公共施設の有効活用についての答申をいただきました。この答申では182の公共施設について検証していただき、具体的な御意見をいただいたところであります。

今回の公共施設等総合管理計画の対象となる施設は、平成28年度時点で市が所有して行政財産と普通財産を対象としております。行政改革推進委員会の答申が出された平成26年度以降に処分を行った施設等もありますので、179の建物施設やインフラ資産が対象となっております。したがって、公共施設等総合管理計画の対象は行政改革推進委員会で御指摘いただいた建物施設とはほぼ同じだと、このように理解をお願いしたいと思います。

次に、施設の統廃合に伴う立地適正化計画についての御質問であります。立地適正化計画は

公共施設、医療施設、商業施設等を一定の範囲内におさめてコンパクトなまちづくりや市街地の空洞化の防止、また公共交通なども含めて都市全体の構造を見直そうとする改正都市再生特別措置法に基づき、都市計画が定められた市、町が算定することとなっています。

具体的には、今後も一定の人口密度を維持して、生活サービスやコミュニティーを持続的に確保しようとする区域と、それ以外の区域の線引きをする計画でございます。本市の場合、現在都市計画を定めておりませんので、今回の公共施設等総合管理計画を策定するに当たりまして、立地適正化計画の策定までは計画をしておりません。

次に、学校の統廃合についての御質問でございますが、公共施設等総合管理計画におきましては、学校施設も対象となっておりますので、学校施設の維持管理だけではなく、統廃合も含めて本計画の中で今後の方向性を示したいと考えております。

次に、今回の公共施設等総合管理計画策定に当たっての総務省通達との関係についての御質問でございますが、御指摘のとおり今回の公共施設等総合管理計画につきましては、平成26年4月22日付の総務大臣通知の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてという通達により、全国市町村が取り組んでいるものでございます。この通達文書に公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が示されており、本市もそれに沿って策定を行っているものでございます。

今申し上げました指針の第2には、総合管理計画策定に当たっての留意事項として7項目が示されておりますが、この7項目の中に議員御指摘の取り組むことが望ましいと記載されたところがございます。こういう部分につきましても、指針の趣旨を踏まえ可能なものにつきまして取り組んでいるところでございます。特に議員御質問の情報の開示方法につきましては、7項目の中の3つ目に示されておりますが、これにつきましてははっきり対応を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、まず議員の皆様には近日中に素案をお渡ししたいと考えております。そして市民の皆様に対して情報開示を行い御意見を収集するために、1月中旬から2月にかけてパブリックコメントを実施する予定でございます。これらを踏まえまして、最終原案を3月議会に提案したいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、179の施設、基本的には行革審を含めて、この間の動きがあった中の残り179ということというふうに理解させていただきます。

それで、さっき市長が答弁されているように、うきは市は都市計画つくっていないということもあるんですけども、この計画そのものがどういう計画なのかという、どういう意図としているのかということが背景あると思うんですね。そういう意味では、今回の総合管理計画について行革審をベースにしながら見るというふうにおっしゃってるんですけども、私がなぜ情報開示をも

っとするべきだというふうに言ってる理由について、私一言述べたいと。前回言えなかったんで述べたいと思う。

要は、総務省がこの間ずっと言われてるのは、グランドデザイン化だというふうに言ってるわけですね。長期的視野で将来のまちづくりに向けてインフラのことも含めて整備総合的に計画をつくらないといけない。当然うきは市が27年からスタートした総合計画との関連も当然出てくるだろうというふうに思ってます。

要は、背景は何かと言ったら、国、地方めぐる財政問題であるということだと思うんですね。それはコンパクトシティをどう形成していくかということになると思うんですね。財政の効率化と国の地方財政対策の軽減化の狙いがそこにやっぱりあるわけですね。そういう意味では優先度の低い歳出削減を行わなければならない。全体的な傾向は国勢調査の中でもあらわれているように少子高齢化、人口減少、そして急激な扶養費の増大。扶養費については、消費税分を充てていくんだという方針が出てるわけですね。

そういう意味では、公共施設をどうスリム化するかということによって、どう地方財政、財源をつくれるのかということに問題点が、焦点が出てくるんだと思うんです。それには地域再編をしていかなきゃならないということだろうと思う。今、自治協議会つくって間もないわけですが、自治協議会自体も高齢化、後継者どうつくっていくかということも、実言うところながら同時並行的に論議されていってるわけですね。

そういう意味では学校の統廃合だって同じだと思うんです。ただ、学校統廃合の場合は、財源のところの効率化という目途だけではなくて、学校の地域の人々が交流して学ぶ場、そういう場でもあったということ言えば、教育のほうからも考えていかなきゃならない、2本立てで考えなきゃいけないということだろうと思うんですね。

そういう意味で、どういうふうにまちづくりをしていくかということの方針を市長が示さないで、いきなり公共施設はこうしますよ、統廃合しますよというふうに言っても、物議を醸すだけなんです。さっきの学童保育と似た話でね、長期的展望をちゃんと持ちなさいと言ってんですよ。この計画は30年間を基本、人口動態も含めて30年ですよ。公共施設については10年をめどにというふうに言ってるわけですけども、そういう意味ではそういう策定手法という方法もあるわけですね。だから体制問題で前回言ったのは、1人で囑託を入れてやってるとおっしゃったけど、本当にそうなんですかって言ったのは、私はそういうふうに思うわけなんです。

そういう意味では、そういうまちづくりについて、ある意味で方向性を示すところを示さなければならぬのではないですかというふうに思っているんで、その辺について市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回の公共施設等総合管理計画は、大きな3つの基軸があると思います。1つは、公共施設等の管理をどうするか。そしてもう1つは、国土強靱化という形で積極的な維持修繕、維持管理ですね、戦略的維持管理をどう進めていくか。そしてもう1つが、まちづくりであります。もう議員も御承知のように、このまちづくりの中では、PPP、PFIの活用であったり、将来のまちづくりを見据えての検討であったり、議会、住民との情報及び現状認識の共有、こういうことが大きくうたわれております。

そういう中で今、国におきましては、国土形成計画で大きな基軸がコンパクトとネットワーク化であります。やはり我が国が人口減少、縮小社会に向かってますので、どうコンパクトに賢く公共施設を運営していくかという話と、それを補完すべきネットワーク化、このネットワーク化の中では集落と集落を公共交通機関がどう補うかとか、今うきはがやってるように枝幸町とか下仁田とか、遠いところの自治体間連携をどう図るか。そういうことが今国土形成計画の大きな基軸であります。

そのところは十二分に意識をしながら、今回皆さん方に素案をお示ししたいと思いますので、ぜひともいろんな御意見をいただければと、こう思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味では、今回の計画がどういう形で示されるかわからないんですけども、もう一回お尋ねしますけど、そういうまちづくりというか、そういうところに。先ほど町の機能ですね、立地適正化というか、そこまで行かないとはしても、どういうふうなまちづくりをしていくかという大枠だけでも示して、そしてその中で公共施設について、こうふうに考えるという論立てになってるかどうかをお尋ねしたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員、多分御指摘しようとしてることは、国が進めてるコンパクト化、コンパクトシティと言っても、うきは市においては117.46キロ平方メートル、行政区も158あります。極論すると全てたたんで、町の中心に集まっておいでよと、そういうことは非常に無理があるし、現実不可能であります。

そうすると、大きな拠点をどう押さえて、そして小さな拠点をどうつくっていったって、それをネットワーク化でどう補完するか、それが基軸ではないかと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） わかりました。改めてそれを提示を受けた段階で、またいろいろ議論していきたいというふうに思います。

最後にパブリックコメントのことについては、必要な手法だというふうに思います。1月から

2月にかけてということ言われておっしゃっておられますので、ぜひお願いをしたいと思います。

住民自治の発揮がかつてないほど重要な課題となっているというのが、うきは市の現状だというふうに思ってます。そういう意味では、住民参加をどう募るか、参加していただくかということも含めてですけども、自主的に参加すると同時に、それと住民が納得するという。そして、例えば町と山間部とか、あるいは吉井町と浮羽町という住民同士の融和どうつくっていくのか。いろんな施設を含めてやりとりあると思うんです。

そういう意味では、そういう大事な点があるんで、ぜひ情報開示して住民の意見、合意が形成できるように、多分市長は大事にしてるというふうに言うと思うんですね。言ってると思うんですけども、それを実行してこそ大事にしてるといふことになると思います。だから、そういう意味では、今回の計画は、結論出てる中身を承認することじゃなくて、プロセスが大事だと私は思ってます。

住民の参加による責任と納得、融和をどのようにつくるかということが非常に大事になってきますので、単に総務省から言われた総合管理計画をつくれればいいんだということではなくて、さっき言いましたような将来的な展望を踏まえて。さっきうきは市は10年の計画でつくるとおっしゃってました、それというのは総合管理計画だけになるわけですけどもね。だから、まちづくりのところも含めてやっぱりきちんとわかるように説明して行ってほしいというふうに強く要望して、質問終わりたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は3時40分より再開します。

午後3時24分休憩

.....

午後3時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから質問に入らせていただきます。大きく分けましてお手元に資料があると思いますが、4つほどお願いを申し上げたいと思います。

まず、1番目に、市立小・中学校のエアコン設置ということでございます。

9月の一般質問の中で、中学校のクーラー設置について質問をしておりました。そのときに、平成28年度学校施設環境改善交付金の要望書を県を通じて申請しておりましたけれども、こと

し4月の国により不採択という通知がありましたと。現在は国の補正予算による追加内示を待っていることとございます。今後につきましては、年度内に空調設置工事の設計監理委託業務を行うよう計画を進めているところとございますという答弁がございました。

そういったことで質問をお願いしますけれども、1番目に、ことしの市内全校の温度測定結果はどうであったのかということが、1番目の質問でございます。

その中で、後、2番、3番のことにつきましては、前回の質問で年度内に空調設置工事の設計監理委託業務を行うと答弁されていましたが、現在の進行状況はどうかということと。

3番目に、吉井・浮羽中学校のエアコン設置について、文部科学省の補助金がついたと聞いたが、今後の計画はどう考えているのか。来年の夏には間に合うのか。

4番目に、小学校については、今後どのように進めていくかということで、この質問を出しておりました。午前中の9番議員の答弁の中で、(2)なり(3)については、市長のほうで答弁をされておりましたので、確認ということでさせていただきます。

まず、国の交付金の補正予算の内示が10月28日にあったと。それから、11月16日に交付金決定の通知があったと。現在進めております空調設置工事の設計完了が1月末に完了、3月上旬入札、春休み設置工事を行い5月末工事完成、暑くなります6月にはクーラーを使えるということでお聞きしました。吉井・浮羽中学校の生徒さんにとっては、教育環境が整うということで、クーラーだけが教育環境じゃないですけども、大変喜ばしいことだというふうに思います。ぜひとも計画どおりに進めていただきたいというふうに思うところでございます。

前回の中でいろいろ申し上げておりましたが、まず(2)、(3)については今のようなことで確認をしたいと思いますので、あと(1)の温度測定、それから(4)の小学校について、この2つについて特に答弁をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま市立小・中学校のエアコン設置について大きくは4つの質問をいただきましたが、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 市内学校の温度測定結果についての御質問でございますが、学校環境衛生基準では、教室等の温度については10度C以上30度C以下であることが望ましいとなっております。市内全小・中学校における6月中旬から9月上旬までの室温測定の結果は30度Cを超える日が、千年小学校で30日、福富小学校で16日、江南小学校で11日、小塩小学校で4日、姫治小学校で7日、妹川小学校で5日、山春小学校で5日、大石小学校で5日、御幸小学校で13日、吉井中学校では26日、浮羽中学校では12日となっております。

(2)、(3)についての御質問につきましては、先ほど諫山議員にお答えしたとおりでござ

います。よろしく願いいたします。

(4) 小学校のエアコン整備についての御質問でございますが、昨年10月に浮羽・吉井中学校の普通教室への空調整備を行うため、国に採択要望を行いました。ことしの11月に学校施設環境改善交付決定をいただきましたので、浮羽・吉井中学校に空調設置工事を行っていきます。中学校の設置工事を平成29年度にかけて行いますので、小学校についてはそれ以後検討してまいります。

うきは市教育大綱の中に、子供たちの生きる力を育てる取り組みの一つとして、教育環境の整備、充実を掲げています。小学校についても教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 温度調査については、今教育長のほうから説明がありましたが、これは温度調査については、私が昨年も、一昨年も温度調査のことを申し上げておりました。調査内容は私も見させていただきました、はっきり言って。それで市内の温度調査結果を見させてもらって、高いのは小学校では千年小学校、7月5日が38度、それから中学校では浮羽中学校が7月7日37度であったということでございます。

私がちょっと残念に思ったのは、温度測定をなぜするのかという意味がわかってない学校があったと。どういうことかと言いますと、今までに学習環境の整備ということで、PTA役員とか保護者、それから教育委員会でのいろいろな検討なり要望があっておりますが、何回も討議をされておるといふふうに思いますし、また今日まで多くの議員からも一般質問や全員協議会の中でエアコンの話があっておったというふうに思います。

生徒に一番近い、肝心の現場、学校ですね。学校で理解がよくあっていないように感じました。と言いますのは、ある学校では保健室のみだけを調査をされておる。しかも午前8時30分にとずっと毎日しておるといふことですね。それから、またある学校では、毎日8時15分のところで調査をしておるといふことですね。あえて学校名は言わなくても現場でわかっておりますから、もうここでは申し上げませんが、学校長を通じて調査はしたというふうに思いますし、学校長はどんな指示をしたのかわかりませんが、やっぱり本当の子供の学力向上のために学習環境は考えているのかというということで、ちょっと疑問に思いました。

ですから、保健室も、それは大事であるということはわかりますが、子供たちが勉強している教室の調査であるというふうに私は思います。それで、しかも、温度が高くなるのは午前の8時15分とか8時半じゃないわけですよ。そこをあえて形式的にされておると。ほとんどのところは午後1時ぐらいに調査をされておるから、それはいいわけですが、本当に子供のことなりね、環境を改善しようというような思いが伝わっていないのじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のところの調査の関係も、私は去年やらのほうがよかったちゅうふうに思います

けれども、それでことし見てますとそういうことでしたから、教育長はそこにどのような指示なり、調査の指導なり行ったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 教室の温度測定については、もうここ数年行っております。その際、先ほど議員も言われましたように、午後1時ぐらいをめぐりということ、あるいは子供たちの教室、特に暑い教室あたりを意識して測定するようというふうな指示をいたしておりましたが、今回初めて2校の学校でそういうことがあったということを学校教育課長から報告を受けました。学校にはすぐに課長を通じて指導いたしております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、そこら辺の意思をやっぱりぴしゃっと伝えて、いずれにしても今度は中学校のクーラー設置がありますけれども、やっぱり小学校については問題ですから、そこら辺のところはやっぱりそういった気持ちを伝えて改善をしていくというようなことで、お願いをしたいというふうに思うところでございます。

中学校なりのクーラーの設置につきましては、この前9月のときには申し上げましたが、もうぜひとも環境改善をせにゃいかんというようなことで、特に市長室なり教育長室もクーラーをとめるぐらいな気持ちでやってもらいたいということと。来年の議会のときにはね、それができんならば議会もクーラーを入れんぐらいな気持ちでやりましょうということで申し上げておりましたが、それは来年の9月にはクーラー入れられるようですね。

そういうことで、改善ができたということでございますが、あと小学校については今言いましたように、その後に検討するというところでございますけど、もうちょっと具体的にどのように考えておるかということを教育長お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 中学校のときもそうございました。私どもとしては、補助金をいただきながら設置してまいりたいと思っております。

それと、そういうふうにかえまして、じゃ、小学校が10校ございます。一斉にできるのかという問題とか、あるいは今後の小学校の動向等もございまして、そういった点も十分勘案しながら、また議員のほうから前々回ぐらいの議会でもございましたでしょうか、温度をきちんとはかって、その温度の高いところとか、そういったものを学校優先して設置したらどうですかというような御提案等もあっておりますので、そういった点も勘案しながら検討進めてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） そういったことで、なかなか予算の関係もありますからね、全て

一緒にやるということがいいことはわかっておりますけども、なかなかできないから、そういった温度調査をしながら、測定しながら進めてくださいというふうに言うておりましたけれども、その意思が先ほど言いますように伝わっていないというようなことでございます。

次に、午前中の中で出ておりましたが、9番議員の中で出ておりましたが、夏休みの短縮の問題ですね。これは私も新聞の切り抜きを持ってきておりましたけれども、11月24日の西日本新聞に、「夏休みを短縮して不登校が3割減った」という見出しで隣の大分県日田市の小中学校の記事が掲載をされておりました。

日田市の教育委員会によると、市内の全小中学校は、従来は今うきは市あたりでも同じだと思いますけど7月21日から8月31日だった夏休みをですね、一昨年から8月24日まで1週間に短縮したと。これに伴い授業時間が平均で年30時間ふえたと、このうち6時間分は子供と向き合う時間に当てて、個別の相談会などに利用しているということで書いております。短縮前は、不登校が78人だったのを一昨年は56人、それから昨年も57人だったということで、市の教育委員会は個別相談などを通じて、子供の悩みを早期に把握できるようになったことが一因ではないかということで分析をしております。

つまり9月の、私が一般質問の中で上げたように、日田市の小・中学校については全校で平成25、6年度にクーラーを設置しております。夏休みの短縮で学習環境の整備が行われた結果であるというふうに思われます。そのことがこういったほかの改善にもつながっておるということでもあります。午前中の9番議員の答弁では、近隣ではそういったことで夏休みを短縮をしておるのは、久留米市と東峰村だけであるというふうなことを答弁されておりました。

教育長としては、短縮しておるところも短縮してないところもあるから、今度うきは市としてはどうしたいというようなことは午前中なかったというふうに思いますので、再度そういった短縮でその分を子供の相談等に持っていくというような気持ちはないのか、お尋ねを改めていたします。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 日田市の取り組みというのは、いわゆる子供と向き合う時間の確保をそうやって図ったということであろうというふうに思います。うきは市のほうでも部活動の1週間に1回の休みとか、いろんなことを試みながら子供と先生が話す時間、そういったものを確保するように努めております。

先ほど申し上げたんですが、今回中学校のほうに空調が入りますが、中学校はもう数年前から夏休みの終わり2日をもう出校させて教育活動を行っております。いろいろ新聞等で御案内のように、9月1日の問題というのが結構重たいところもございまして、そういったことから現在行っております。

そういった状況もございますので、先ほど申し上げましたように小学校の授業時数がふえる平成32年、そういったところあたりを意識しながら授業時数の確保という部分と、先生が子供と向き合う時間の確保という、このあたりを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、次の2番目の質問をさせていただきますが、姫治地区ですね、3校小学校並びに市内小学校の今後の運営についてということで、（1）が小・中学校再編庁内検討委員会は27年度と今年度何回開いたのか、それから（2）で、総合教育会議で今後の考え方について一応の結論ちいいますか方針が出ているということで聞きましたが、その検討経過を伺うと。

それから、3番目に、議会報告会の中で、小学校がなくなると地域が寂れるという意見と、生徒が1人だと何もできないと、親として大変不安であるという両方の意見が出ておるということでございます。これは昨年の議会報告会の姫治地区の意見でもありましたが、地元との意見調整を今後どう図っていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま姫治地区の小学校並びに市内小学校の今後の運営について大きく3つの御質問いただきましたが、2つ目の質問については私のほうから先に回答させていただきます、残りの2つの質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

2点目でございますが、総合教育会議での検討経過についての御質問をいただきました。8月19日に開催された平成28年度第2回うきは市総合教育会議の中で、学校再編の検討について平成26年9月のうきは市行政改革推進委員会の答申や文部科学省の手引に示されてる点、PTA役員、保護者との話し合いや保護者へのアンケートを行ったことについての概要や経過を話をしました。

また、次期学習指導要領、複式教育の指導のあり方、保育所と小学校の関係など多様な観点からの教育委員の皆様と意見交換を行ったところであります。さらに11月2日に開催された第3回うきは市総合教育会議では、小学校の適性規模、適性配置について議論を行いました。8月に新学習指導要領の中央教育審議会からの審議まとめ案が示され、小学校の3、4年生で英語活動、5年、6年生に教科英語が導入されるとともに、平成30年度から教科化される道徳では、討論が重視されます。

また、アクティブ・ラーニングが全教科で取り入れられ、対話的、主体的、深い学びがキーワードとなります。

これらを踏まえて、適性規模とは何かについて子供の視点に立って議論を行いました。これらの議論をもとに大きな枠組みとして平成32年度に、小学校の新学習指導要領が全面実施される

までには姫治地区の3校を御幸小学校に統合するという軸で、しっかりと丁寧に子供の視点、地域の視点を基軸にして進めていく方向性を示したところであります。引き続き教育長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校再編庁内検討委員会の開催等についての御質問でございますが、小・中学校再編庁内検討委員会については、平成27年度と今年度は開催していませんが、ことしの10月に姫治地区小学校再編庁内検討委員会の設置を行い、再編整備等について経過報告を含めて話し合いを行いました。

平成27年1月27日付で文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けての通知がありました。この手引の中で、望ましい学級数の考え方などが示されています。この手引を参考にして、総合教育会議等でも議論を行っております。

3点目の地元との意見調整についての御質問でございますが、先ほどの市長の答弁にもありましたように、第3回うきは市総合教育会議において、市長から大きな枠組みとして、平成32年度の小学校新学習指導要領全面実施の前までには、姫治地区の3校を御幸小学校に統合するという軸で、しっかりと丁寧に子供の視点、地域の視点を基軸にして進めていくという方向性が示されました。

その大きな枠組みの方向性を、関係の小学校長や校長を通じてPTA会長へ、また地元自治協議会会長の皆様等に、私と学校教育課長で報告に行きました。その中で、中野議員の言われるように、地元と小学校のつながりが強いので、学校がなくなると地元が寂しくなる、市はもっと中山間地域の活性化に力を入れてほしい、跡地の問題や自治協議会と区長会を交えた話し合いの場を持ったらどうかなどの御意見をいただきました。まずは地元自治協議会と区長の代表を交えた場等を設定させていただき、御意見等をお聞きしながら、今後の計画についてお示しできるよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 昨年6月の私の質問の中で、今と同じ姫治地区の小学校なり、市内の学校の問題について質問したときに、教育長の答弁でいわゆる文部科学省より公立小学校、中学校の適性規模、適性配置に関する手引の策定通知があり、その中で児童生徒数の保護者など声を重視しつつ丁寧な議論を行うことが望まれると。学校再編については地元の代表者から考え等をお伺いし、その意見を踏まえて教育委員会で協議を行い、その後、総合教育会議において検討を進めてまいりますという答弁をいただいております。

つまり、なかなか学校問題については、強制ちゅうわけにはいかんもんですから、やっぱりじ

っくりと話し合いをして進めていくということが基本であろうというふうに思います。

再編庁内検討委員会を何回開いたのかということで、これは実は前回のときには、26年度は4回開いたというふうに聞いております。それで、総合教育会議で一応の先ほど市長が言いますように考え方が出ておりますから、やっぱりその前に再編検討委員会でも、何回でも検討されたのではないかなというふうに思ったから、質問をしたわけでございます。

一応総合教育会議でそういった結論が出ておるということでございますので、ことしの2月だったですかね、アンケートの結果を聞かしてもらいましたですね、全協の中ですね。去年の9月ぐらいだったかな、そういった話をして保護者にアンケート調査をしたということでやったわけでございますけれども、今後の小規模校の教育についてということで、懇談会を保護者としたと、アンケートをとってほしいという意見があったからですね、保護者へのアンケートを12月にとって、2月に全員協議会の中で報告があったということであります。

アンケートは、教育委員会としてのそのときはまだはっきり今言いますようなことは出てなかったからですね、総合教育会議のあれにはですね。まずは保護者の意見を聞くということで、統合に賛成か反対のアンケートではなかったというふうに見ております。

最初のアンケートとしては、それでよかったというふうに思いますけれども、非常に保護者の方も悩んでおられる様子が、このアンケートからも出ておったようでございます。統合したほうがいいのか不安なのか、いろいろ問いがありますけれども、不安があるということの中ではコミュニケーション能力を育成する機会が少なくなるというようなことが人数としては多かったようでございますし、今のままでのよさというのはきめ細かな指導が行われているというのが多かったようでございます。

どちらがいいかということは、統合か現状かということは、どちらとも言えないというのがですね、アンケートでは多かったようですから。非常に迷っている様子が伺われたものですから、今言っておるわけでございます。統合のよさという、期待するというのはですね、多くの交友関係の中で社会性の向上とか、競争心が芽生えることにより学力向上になるとか、そういったことが期待されておったようでございますし。統合の不安の中では、前よりもきめ細かな指導を受けられなくなるということが不安であるということが出ておったようでございます。

先日、妹川地区で、議会報告会の中でも今申しましたように、地域が小学校がなくなると、寂れるということでありましたが、一部ではやっぱり1人では何もできないと、だから統合したほうがいいのかというようなことでもございましたので、いずれにしても子供の将来のことをやっぱり考えていかないかというふうに思いますので、地域のことも大事だと思いますけれども、やっぱり保護者の意見もやっぱりまとめていかなきゃなんということ、そういった今言いますように、市長が言いますように、ある程度のそういったことで進みたいということであれば、やっぱり何

回も何回も地域に行って理解を求める、そういったことが必要であろうというふうに思いますので、具体的に地域の方の校区ごととか行政区ごととか、そういったところまでも踏み込んでいって、理解を求める必要があるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

先ほどアクティブ・ラーニングということの指導の話が市長のほうから出ておりましたが、平成32年度から文部科学省がそういったことで、新学習指導要領の中でアクティブ・ラーニング、つまり今のように教員が一方的な教える講義形式ではなくて、児童生徒同士の話し合いや討論を重視した学習方法に変わっていくということ。そうなりますと、やっぱりクラスで1人、2人じゃなかなかできんわけですね。

そういったことも今後のこともやっぱり考えていかにやいかんというふうに思うところでございますので、そこら辺については何回も言いますように、地域の方たちに特に理解をいただく、そのことが一番大切でありますので、大変忙しい中だというふうに思いますけれども、地域の中に踏み込んでいって理解を求める努力をしてもらいたいというふうに思うところでございます。

次に、質問に移らせていただきます。3番目に、ごみ固形化燃料（RDF）発電事業についてということ。

現在参加している大牟田リサイクル発電事業は、5つの清掃組合など各団体が2022年度末で事業終了を合意しているが、今後の受け入れ、進め方はどうなるのかということ。これも13番議員ですか、午前中で詳しくお尋ねをされておったようですから、私のほうからは深くは申し上げませんが、なかなかこの問題については大きな問題だというふうに思いますし、もう県としては、事業継続は困難であるということになっておりますので、いずれにいたしましても近いうちにでも、それぞれの清掃組合、いわゆる組合長会、市長ですかね、会議が行われるというふうに思いますので、そういった中で、うきは市としての考えなりを、その組合会議の中にやっぱり持っていかないかんというふうに思うところであります。

ですから、いろいろ申し上げておりましたけども、思っておることを幾つか、市長としての今の考え方、その会議に持っていく内容、そういったものをお尋ねしたいというふうに思うところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまごみ固形化燃料（RDF）発電事業について、通告では、今後の受け入れ、進め方はどうなってるかという御質問をいただきました。まず、これに対して回答して、先ほどの市長としての思いについて触れさせていただきたいと思えます。

先ほど三園議員の質問で回答いたしました。平成35年以降のRDF受け入れ先につきましては、現在、福岡県及び県内5組合で検討を行っているところであります。三園議員さんともお話をさせていただいたように、やはり今回の問題は、本当に議員御指摘のように、大きな課題だ

と認識しております。考える過程で、やはりうきはのRDF施設をどうするんだという問題と、もう一つは、今うきはのRDFで生産した、うきはで生産したRDFを大牟田リサイクル発電で持ち込んで発電をしてるんですが、その大牟田リサイクル発電事業のあり方と、その後のあり方と、2つ分けて、これ一体で考えるんじゃないかと、分けて考えなくてはいけないと、このように思います。

そこで重要なのは、私どものRDF施設については、本当に地元の皆さんに御協力いただいて、事故一つなく今日稼働させていただいておりますが、専門家の見立てでは、30年間は使えると、こういうふうになっております。

一方、焼却施設は、火葬場でも同じですが、やはり焼却施設特有の問題があって、非常にいわゆる耐久年数が短いという課題があります。そして、大牟田リサイクル発電も、全てを閉じるのではなくて、35年度以降になりますと、最低でも50億のメンテナンスが必要ですと。それを処理委託費で払いますかという投げかけではないかと、このように考えております。

そうしますと、我々の情報では、大牟田リサイクル発電にしがみつかなかなくても、ほかに供給先というのはあり得るわけですから、そういうところを福岡県を引き込んで、しっかりですね、あとはいかとうきは市にとってメリットがあるような、そういう対応をしていくことが非常に重要であります。

そしてまた残された課題は、しっかり県、電源開発のこれまでの経営責任というのをしっかり明確にしていって、35年度以降にぜひもう福岡県も主体となって、それに参画することと、それからもし仮に大牟田リサイクル発電がそのまま、どなたの点でも引き受けがないとするとならば、そこを解体しなくてはならないという大きな課題があります。解体に相当のお金もかかります。じゃあ、その経費負担はどうするのか、そういうことをしっかり見据えて、県あるいは電源開発としっかり協議をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） この問題については、これ市長だけじゃなくて、議会のほうも、いろいろ提言をしていかないかというふうに思いますけれども、いろいろ話が出ておりましたのは、三園議員の質問の中に出ておりましたように、やっぱりうきは市の場合には、16年に加入したと、稼働は14年だったということで、そこにおくれておりますけれども、土地の関係でなかなかおくれたと。それに違約金を取られたと。それき、それはうきは市だけの責任じゃないんじゃないかというような気持ちもいたしますので、そこら辺のところはどうなるのかですね。

それから、県が進めた事業ですから、もう役目が終わったき、なら終わりますということだけじゃ、なかなかいかんというようなことであるというふうに思います。それで、大変いろいろ難しい面があると思いますけれども、言いましたように、市長としてそういった組合会議の中で、

今回、これとこれとこれは言わないかんというようなことはどういうふうを考えられておるのかということなり、あるいは、あと一つは、久留米市の関係ですね。実際には、久留米市が宮ノ陣かな、あそこにごみ処理場をつくっておりますけれども、やっぱり今は久留米市・田主丸町が一緒ですから、約5万人の人口であると。その久留米市が、例えば向こうに行くとするならね、やっぱりうちの場合には、もう3万人足らずですから、そこら辺のところはどうなるのかなど。久留米市としては、どういうふうにするということは、まだ聞いてないだろうというふうに思いますけれども、市長同士の話の中では、何かそういったものがあるのか。恐らく高くなれば向こうに行くとか、そういうことになりゃせんかなというふうに考えますので、その辺のところの話があつておるのかないのか、そこら辺をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、この焼却施設というか、ごみ処理場の問題は、県が指導した夢の処理方法、RDF処理ということで、そのうたい文句に我々浮羽郡も、当時、浮羽郡3町も参画をしました。参画をして、その処理施設の場所を巡って町が二分するぐらいの大きな、どう言うんですかね、厳しい局面になったことを受けて、ここまで乗り切ってきている、これまでの経緯をしっかりと思うときに、今度の、もう県としての役割は満たしたというやり方は、到底受け入れないということを思っております。そして、何事にもやっぱり大きな県、電源開発の大きなやっぱり課題は、三園議員からの御指摘もありましたように、RDFの供給量の計画そのもののずさんさ、それから焼却灰の計画のずさんさ、それから平成16年にサイロ火災のトラブルがありました。そういうことで、今日幾つも幾つもトラブル等を抱えた経営責任というのはどうなるのかと、そういうところをしっかりと正して、今後、35年度以降、うきはが、当市民の皆さんが安心してごみ処理ができるような、そういう形態にどう持っていくか、それがもう私の責務だと、このように思っていますので、そういうことをしっかりと頭に入れて、市民を代表して、あるいは、うきは久留米環境施設組合の組合長として、全体を代表して、しっかりとした交渉をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 以上、そういったことで、いろいろ難しい問題はあるというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、最終的には解決をしていかないかんもんですから、組合長として、そして市長として臨んでいただきたいということでお願いをしたいと思います。

次に、もう最後になりますけれども、上水道整備についてということで出しておりますが、地下水の調査をするということで、今されておりますけれども、その経過なりは現在どうなっておるのかということが一つと、あと2番目に、小石原川ダムの予定では、31年試験湛水開始、

32年ダム完成となっておりますということですが、上水道については大変難しい問題があるんです。特に、加入するのは10%だというふうなことで、なかなかこれは難しい問題だというふうに思いますけれども、市民への理解、周知、どういうふうに進めるのか、そこら辺のところを、なかなか議会改革委員会の中でも、この水問題については、ちょっと調査結果が出ておりませんものですから、なかなか進められないというような今の状況だというふうに思います。

そういったことで、今後につきまして、どういうふうを考えておるのか、調査結果はどうなっておるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま上水道整備について、2つの御質問をいただきました。

まず1点目が、地下水調査についての御質問であります。地下水調査は、うきは市内の地下水の賦存量や流動状況などの調査を行い、水循環にかかわる情報を整備し、今後の政策に反映させるもので、新たに今年度から地方創生推進交付金を活用し、3年間の計画で実施をしております。

1年目に当たる平成28年度は、地方創生推進交付金の交付決定がなされたことを受け、事業に着手をしておりますが、具体的な事業内容といたしましては、各公共施設のボーリング柱状図、揚水試験結果、うきは市内の地下水の時系列データ等の既存資料の収集整理に取りかかるとともに、400カ所を超える事業所に井戸水の利用実態を調べるためのアンケートを発送しているところであります。

あわせて、連続定点観測のために、数十カ所の井戸を確保し、次年度以降の解析に必要とされるデータを確実に収集できるよう環境を整えているところでございます。

2点目が、上水道整備に係る市民への理解周知についての御質問であります。私は昨年実施いたしましたうきは市上水道事業に関するアンケート調査の結果を受け、ことしの広報うきは2月1日号「アンケートのお礼と今後の方向性」の中で、これからの上水道事業に対する率直な気持ちを述べさせていただいております。

具体的には、今後、市としましては、上水道事業の必要性について、市民の皆様へさらなる説明に努めてまいるとともに、地下水、土壌、地質等の調査分析を行い、地下水の保全や有効利用も踏まえつつ、うきは市の将来を見据えて事業を進めてまいりますということでもあります。この考え方は、今でも微動だにしておりません。

前段の御質問でもお答えしましたとおり、上水道の必要性や地下水の現状について、知らされていないと感じられている市民の方々にこたえるために、本格的な地下水調査に着手しているところであります。

あわせて、現在、個人井戸水の水質検査を受け付けているところでありますが、本年度につき

ましては、11月末現在で、対前年比330%の259件の申請を受けており、今後さらにふえる見込みとなっております。

このように、市民の皆様の水への関心は非常に高まっている状況であります。市といたしましては、このような水に対する市民の皆様の意識に対応するために、地下水調査の中途経過や結果について説明させていただくとともに、市民の皆様の生活を支える安全で安心した水の確保を図るために、必要とされる上水道の整備について、引き続き啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 調査があと3年ぐらいかかるというようなことですが、試験、ダム完成の32年とかですね、もう後ろが決まっておりますので、なかなか市民の理解を得るためには、やっぱり期間的になかなか難しい問題がありませんかというふうに思います。

上水道の前、計画あたりもびしゃっと、また立てないかんだらうというふうに思いますし、今のように加入者が少なければ赤字ですから、一般会計からの繰り入れができないというような状況であるというふうに思いますが、なかなか地域を、まだちょっと姫治地区は別にして、あとはこう決めてないような状態ですね。ある程度、例えば、まち中とか、そういった地域限定をある程度して、そこら辺を進めていくとか、何かそういったことは考えられないのか、何か今のままではなかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、そういった地域限定とかそういった考えは、全くまだ今のところないのか、お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 昨年、アンケート調査を行いまして、すぐさま上水道が必要というのが、大きく10.9%ということで、非常にある面、少数でありましたんで、こういう形になってきてるところであります。しかしまた、少数の御意見というか、10.9%の中には、もう既に水質が悪化してて、すぐさま上水道が必要と、こういう声もあります。そういうところを行政としてしっかり、みずからの調査でそのところを把握していく必要があると、このように認識をしております。

したがいまして、全体的には部分部分に何か施す手はないかということですが、そうしますと、一番やっぱり現実的なのは、簡易水道を起こすということですが、101名以上の給水人口でないといけないんですけども。そうなりますと、かつては簡易水道事業が国庫補助事業に対象になってたわけですが、今、制度が変わりまして、基本的にうきは市の現状を考えると、簡易水道の補助金は受けることはできません。

そうしますと、どういかに限られた財政の中で、安定的に一般会計からの繰り入れを少なくして、どうやっていくかというのは、十二分にやっぱり考える必要があると同時に、目の前に困っ

ている市民の皆さんのお話をしっかりつかんだときには、またどうしなくちゃいけないかという問題は、これはこれでしっかり受けとめてやらなくてはならないということでもありますので、一つはもう調査の結果を待って、その状況を見極めながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応、調査の結果を待ってということですので、なかなか時間がかかるというふうに思われますので、またそこら辺につきましては、議会の中でもいろいろ検討していかないかんというふうに思いますが。きょうの質問につきましては、クーラーの関係が事業として補助を受けるようになってできたということなり、あるいはRDFの関係もありましたものですから、それぞれ議員さんが質問なりをしておりますので、私はこれで終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月13日は引き続き一般質問及び議案質疑を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時33分散会
